春日井市地域共生プラン2025

第５次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画

出会い つながり 支え合い みんな輝く やさしいまちづくり

市長あいさつ

近年、少子高齢化の進行や核家族・共働き世帯の増加などに伴い、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んでおり、地域社会においても、町内会や地域のコミュニティ活動への参加が減り、従来の「ご近所付き合い」も減少しております。

令和６年能登半島地震においては、被災者同士の助け合いや地域コミュニティの共助が大きな支えになったと言われています。大規模災害など「もしも」に備え、日頃から「いつも」の関係性を大切にしていくことが重要であると認識しております。

一方で、高齢者サロンや地域食堂など、地域住民が主体となった自主的な活動が徐々に増えてきており、新たな地域の「つながり」の醸成の機運も感じられるところです。

地域社会において、孤立・孤独や8050問題、ダブルケアなど、様々な課題が顕在化する中で、地域住民や事業者、行政、社会福祉協議会など、あらゆる主体がそれぞれの立場で、地域づくり、まちづくりに参画することがますます重要となっております。

このたび策定した「春日井市地域共生プラン2025」は、「出会い　つながり　支え合い　みんな輝く　やさしいまちづくり」を基本理念としております。今後も、市と市社会福祉協議会が両輪となって、地域住民の皆様とともに、ひとづくり、地域づくりを推進することで地域全体のウェルビーイングの向上に取り組み、誰もが地域で支えあいながら自分らしくいきいきと輝く「地域共生社会」の実現をめざしてまいります。

最後に、計画策定にあたり、多大なご尽力をいただきました春日井市地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントやヒアリング調査などの機会を通して、ご意見、ご提案をくださった皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

2025（令和７）年３月

春日井市長　石黒　直樹

会長あいさつ

春日井市社会福祉協議会は、2020 年に初めて春日井市と協働して「春日井市地域共生プラン」（2020～2024 年度）を策定し、共通の基本理念の下、緊密なパートナーシップを取りながらも、民間組織の強みを活かし、地域住民や民生委員・児童委員など、地域の多様な主体の参画を得て、地域共生社会の実現に向けて様々な取り組みを実践してまいりました。

しかしながら、この間にも、少子高齢化の一層の進行などにより社会構造の変化が進むとともに、価値観やライフスタイルの多様化に伴い地域のつながりが変化する中で、社会的孤立、経済的困窮、虐待、ひきこもりなど、地域の抱える課題も複雑化・複合化し、福祉制度の狭間で行政の手が届かない困難を抱える人々に手を差し伸べる社会福祉協議会の役割は、ますます重要となっております。

このたび策定した「春日井市地域共生プラン 2025」は、これまでの方向性を継承しながらも新たな課題に対応するため、地区社会福祉協議会をはじめとする地域とのつながりと、長年福祉のまちづくりに取り組んできた春日井市社会福祉協議会の専門性を活かし、春日井市と協働して地域共生社会の実現をめざすものです。

今後も地域の課題・実情に応じて具体的な実践を推進することを通じて、地域住民が主体となり、一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域づくりを支援してまいります。

結びにあたり、この計画の策定に際して、貴重なご意見や熱心なご審議を賜りました春日井市地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、策定に携わっていただいた関係者、関係団体の皆様に心からのお礼を申し上げます。

2025（令和７）年３月

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

会長　早 川　利 久

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１｜計画策定の趣旨と背景 1
　　（１）人・地域・社会を取り巻く環境の変化 1
　　（２）制度福祉と地域福祉の協働 1
　　（３）地域共生社会の実現に向けた取組み 1
　　（４）重層的な支援体制の構築 2
　　（５）地域共生プラン改定の趣旨 2
　２｜計画の位置づけ 3
　　（１）計画の位置づけ 3
　　（２）関連計画との関係 3
　３｜計画の期間 4

第２章　数値でみる春日井市の現状 5
　１｜人口の状況 5
　２｜高齢者の状況 6
　３｜障がい者の状況 8
　４｜こどもに関する状況 9
　５｜生活保護に関する状況 10
　６｜犯罪、再犯の状況 10
　７｜町内会・子ども会の状況 11

第３章　計画の基本的な考え方 12
　１｜計画の理念 12
　２｜基本目標 13
　３｜計画を推進する施策 13
　４｜施策を関連づける人材や会議の機能 14
　５｜地域福祉を推進する機関・活動主体 15
　６｜地域の捉え方 17
　　（１）地域福祉の「地域」の考え方 17
　　（２）日常生活圏域 17
　７｜各日常生活圏域の状況 18

第４章　施策の展開 19
　施策１　住民主体活動の取組みの強化 20
　施策２　地区社協・ボランティア活動の推進 26
　施策３　地域の支え合いネットワークの推進 38
　施策４　多様な社会参加の促進と居場所づくり 42
　施策５　当事者参加と相互理解の促進 47
　施策６　包括的な相談支援体制の強化 51
　施策７　総合的な権利擁護支援の推進 58
　施策８　地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進 62

第５章　計画の推進 65
　１｜計画の推進体制 65
　２｜中間見直しについて 66

資料編 67
　１｜春日井市地域共生プラン 2025　策定経過 67
　２｜春日井市地域福祉計画推進協議会委員名簿 68
　３｜春日井市地域福祉計画推進協議会規則 69

第１章　計画の策定にあたって

１｜計画策定の趣旨と背景

（１）人・地域・社会を取り巻く環境の変化

少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、人口減少、生活様式や価値観の多様化、さらに職場や隣近所の人と人、地域のつながりの希薄化など、暮らしの基盤である地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会状況を背景に、8050問題やダブルケア、虐待、社会的孤立、差別、排除、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、従来の福祉制度では十分に対応できない複雑で複合的な地域生活課題が顕在化しており、地域住民と専門職、社会福祉協議会、行政が協働できる基盤づくりが求められています。

（２）制度福祉と地域福祉の協働

制度福祉とは、法律や制度による社会福祉（介護保険、障がい福祉、児童福祉、生活保護など）であり、対象者別の福祉サービスや相談支援の実施体制を意味しています。地域福祉とは、地域による社会福祉であり、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、事業者などが、制度以外の自発的で開発的な地域活動を意味しています。

人や地域、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、制度の狭間にあったり制度を超えた地域生活課題に対応するためには、制度福祉間の連携や制度福祉と地域福祉の協働を一体的に推進する体制整備が重要です。

（３）地域共生社会の実現に向けた取組み

国は、2018（平成30）年に社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正し、地域福祉の推進は、住民市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざして行われなければならないとしています。

地域共生社会とは？

社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会

春日井市（以下「本市」という。）と春日井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）は、2020（令和２）年３月に「春日井市地域共生プラン（第４次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「第４次計画」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりの取組みを推進し、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

（４）重層的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、2021（令和３）年の社会福祉法の改正では、相談支援、参加支援、地域づくり支援の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。多様化・複雑化する地域生活課題について、既存の相談支援体制が分野横断的に連携し、ともに支え合う地域を育み、すべての市民の安心と社会参加、つながりやいきがいを創る包括的な支援体制を構築することが重要となっています。本市においても、2022（令和４）年度から地域福祉包括化推進員※を配置し、地域を基盤とした重層的な支援体制の構築に取り組んでいます。

図表１　３つの支援の一体的な推進

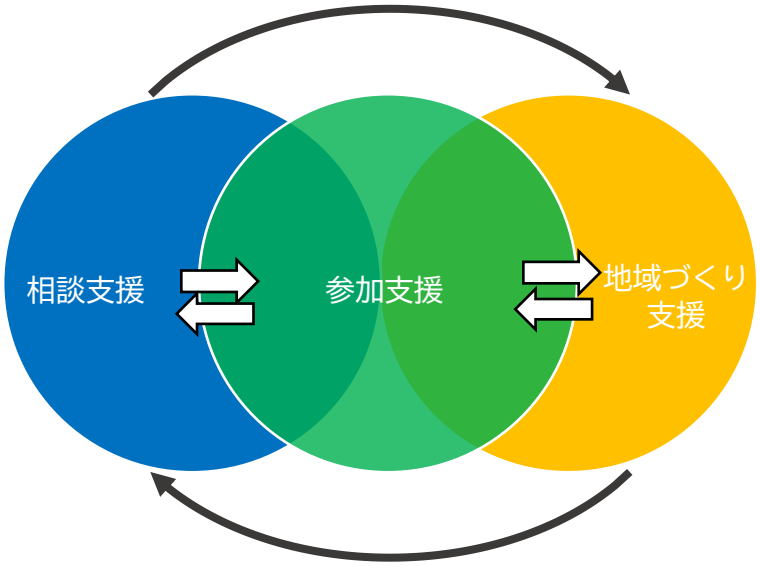

（５）地域共生プラン改定の趣旨

こうしたことから、2024（令和６）年度に第４次計画の計画期間が終了することに伴い、地域社会を取り巻く変化や、多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、多様な主体が参画する地域福祉の推進を図るため、「春日井市地域共生プラン 2025」（以下「本計画」という。）を策定します。

図表２　概念の関係性の整理

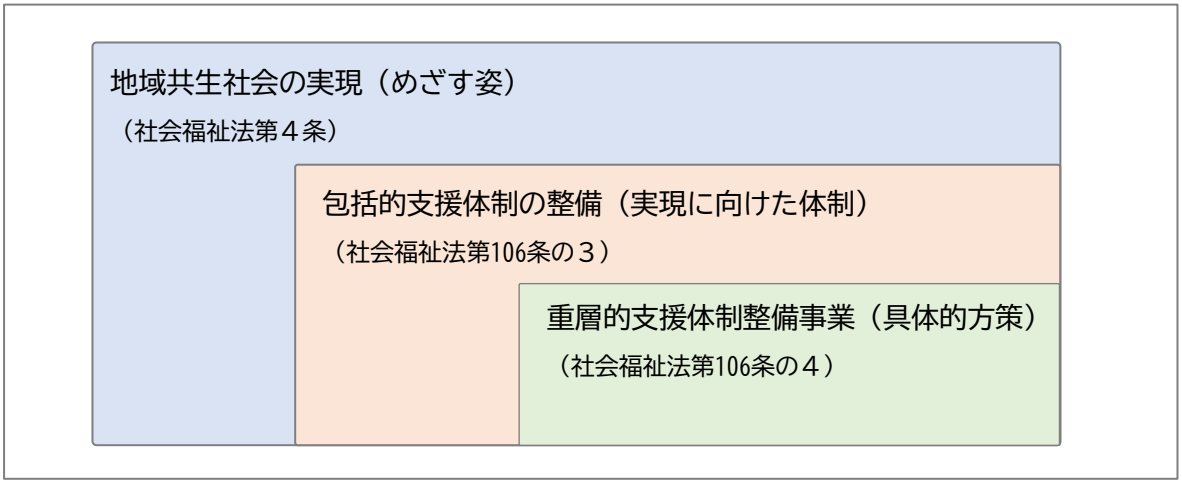

※**地域福祉包括化推進員**：多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対し、重層的支援体制整備事業で実施する３つの支援を一体的に推進する専門員。

２｜計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

また、本市と市社会福祉協議会がさらなる緊密な連携を図り、両輪となって地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会による地域住民等の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第１項に基づく「成年後見制度利用促進計画」と再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第８条第１項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

図表３　計画の位置づけ

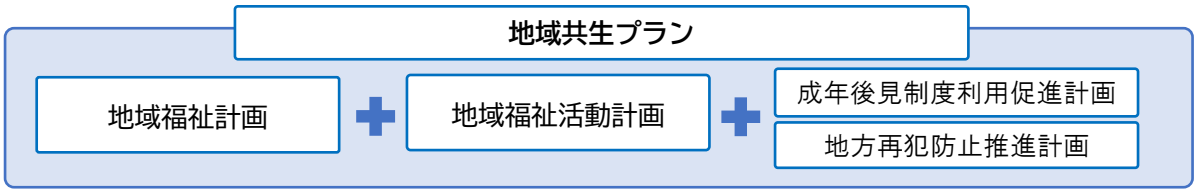

（２）関連計画との関係

本計画は、「第六次春日井市総合計画」に基づき、本市の地域福祉を推進する指針となる計画です。

高齢者、障がいのある人、児童、生活困窮などの福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める基盤となる計画で、福祉のみならず、医療、保健、教育、防災、住まい、雇用、防犯などの各分野との整合性や連携を意識したものとします。また、本計画と理念を共有する重層的支援体制整備事業実施計画を別に策定し、定期的な評価活動や試行的なプロジェクト活動の成果を本計画の進行管理に反映します。

図表４　関連計画との関係

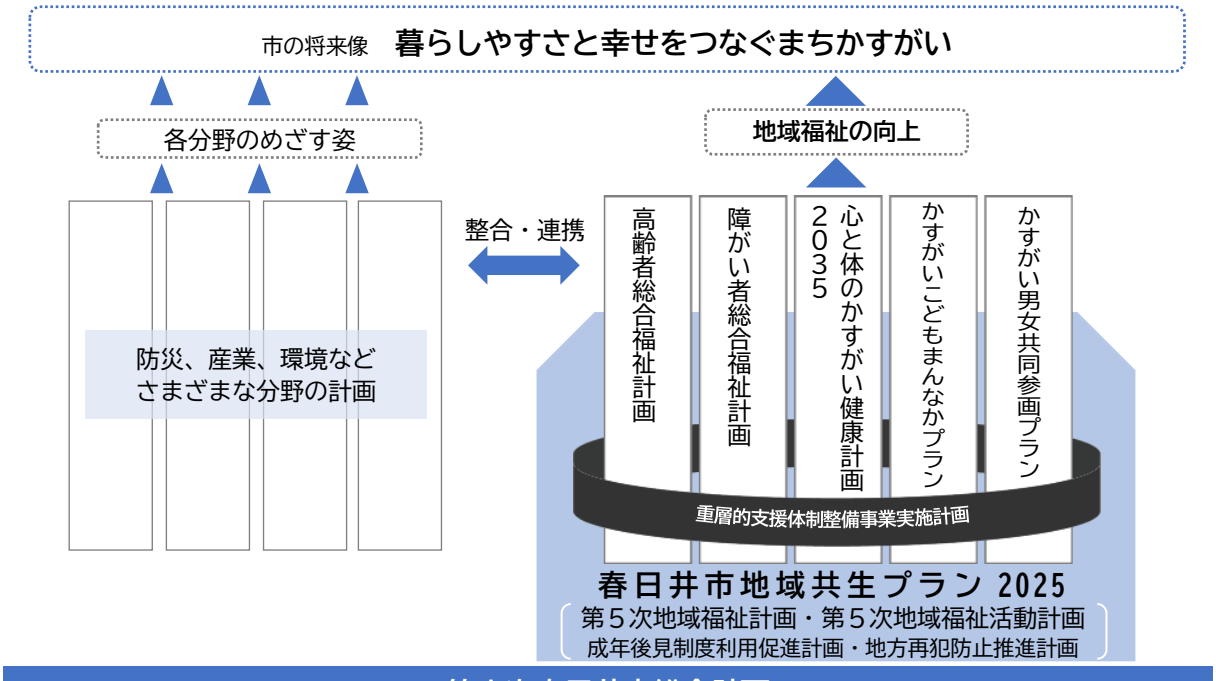

３｜計画の期間

本計画の期間は、2025（令和７）年度から2029（令和11）年度までの５年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じて見直しを行います。

また、地域共生社会の実現に向け、介護保険や障がい福祉サービスなどの制度福祉に関する施策と地域福祉施策を融合し、その実現への推進力を強化するため、2027（令和９）年度に本計画と高齢者総合福祉計画、障がい者総合福祉計画を統合します。

図表５　計画の期間

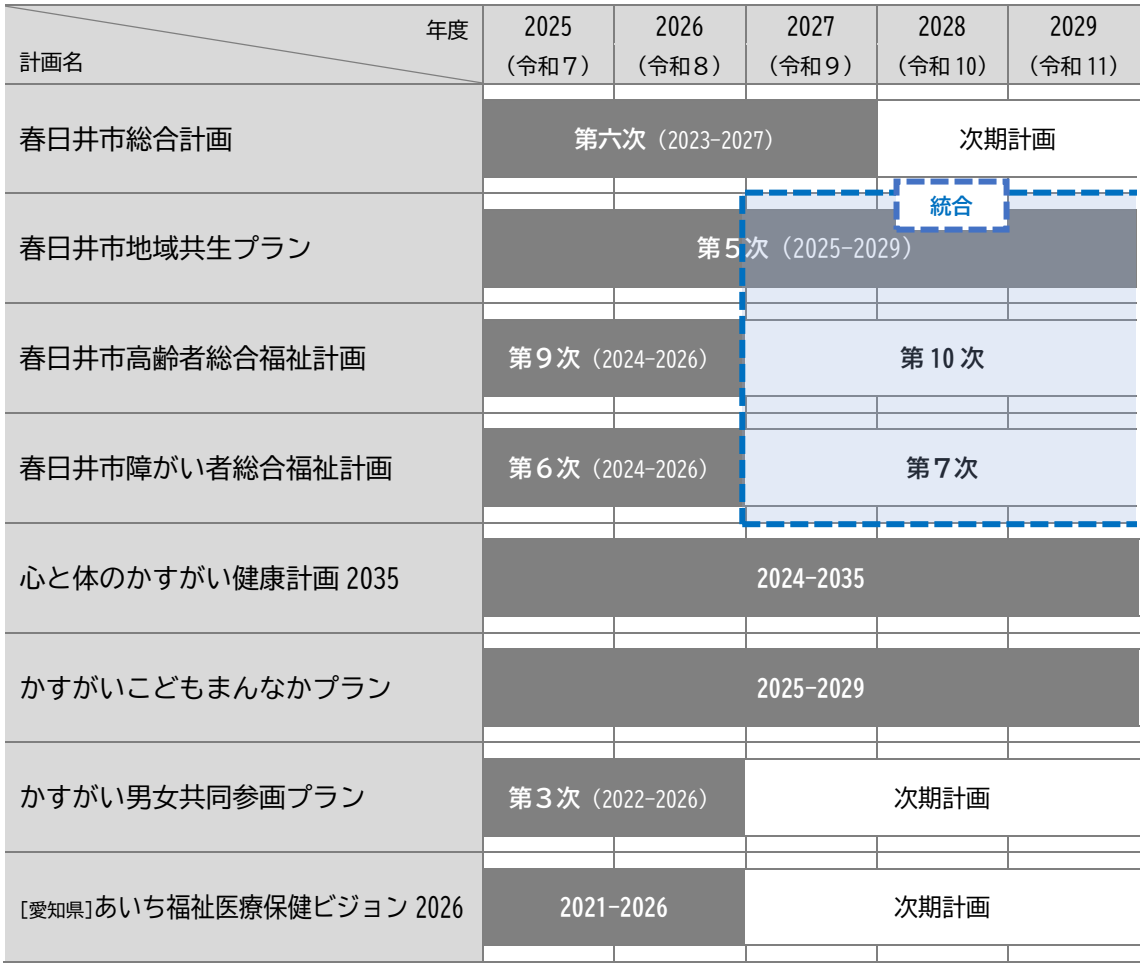

第２章　数値でみる春日井市の現状

１｜人口の状況

2020（令和２）年の総人口は308,681人、総人口（年齢「不詳」を除く）に対する65歳以上の割合（高齢化率）は25. 8%となっています。

図表６　人口の推移及び推計

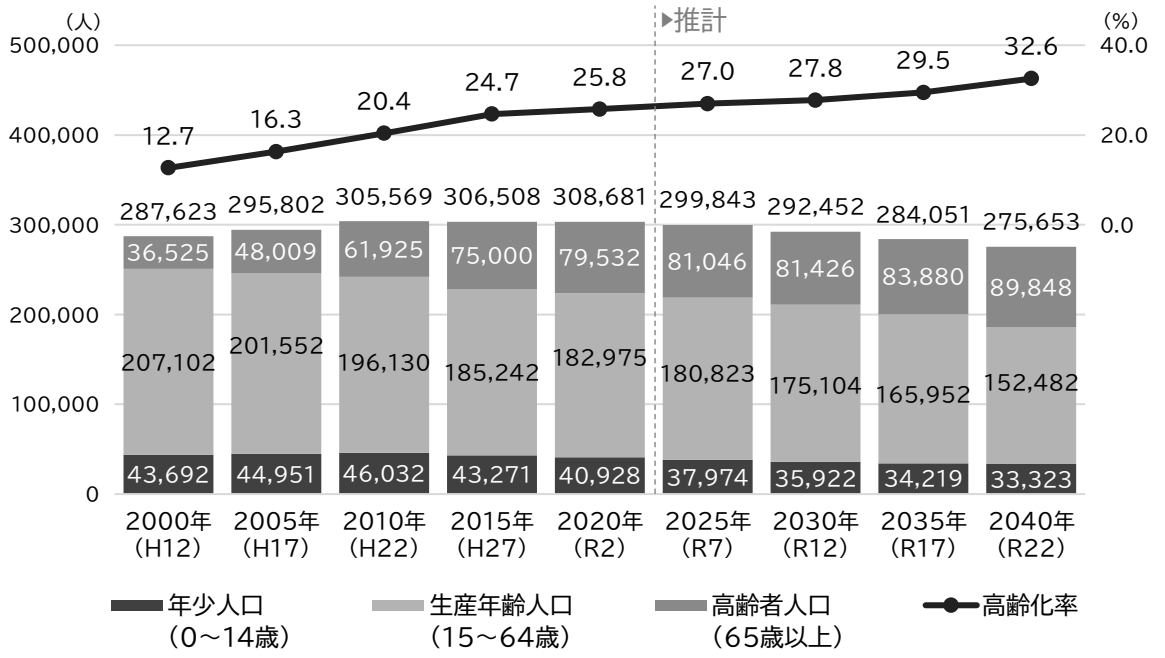

※総人口には年齢「不詳」を含むため、年齢３区分別人口の計とは一致しません。

（出典：国勢調査）

外国人住民人口は、2015（平成27）年から2023（令和５）年にかけて、約2,500人増加しています。

図表７　外国人住民人口と外国人比率の推移

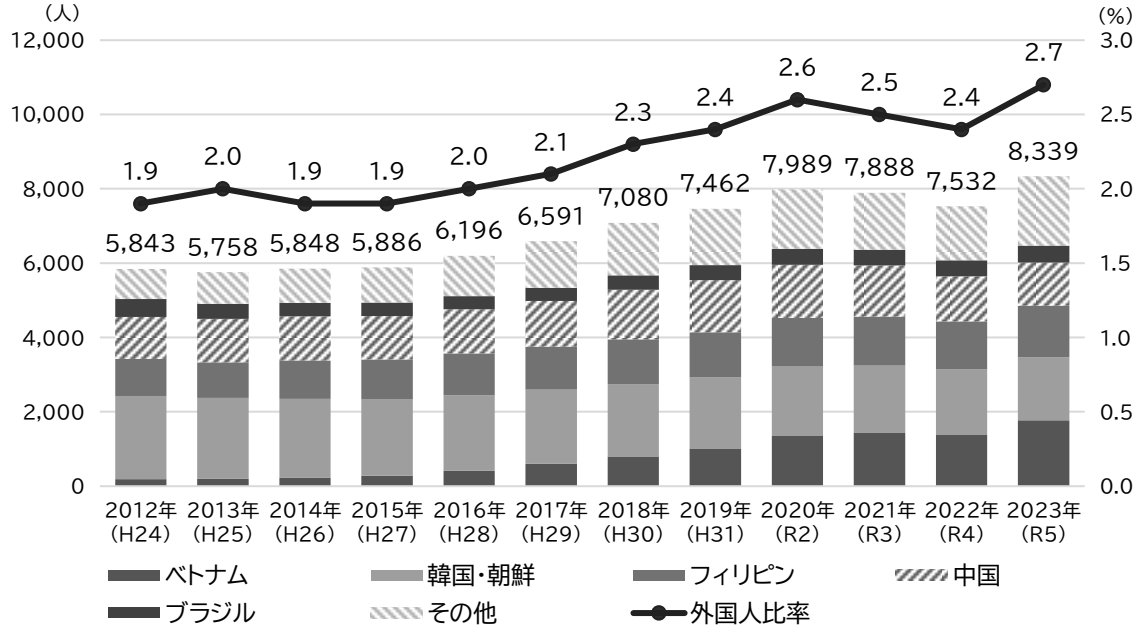

（出典：戸籍住民課調べ）

２｜高齢者の状況

日常生活圏域※ごとの高齢化率は、高森台・石尾台地区が37.4%と最も高く、南城地区が20.2%と最も低くなっています。

図表８　日常生活圏域ごとの高齢化率（2024（令和６）年 10 月１日現在）

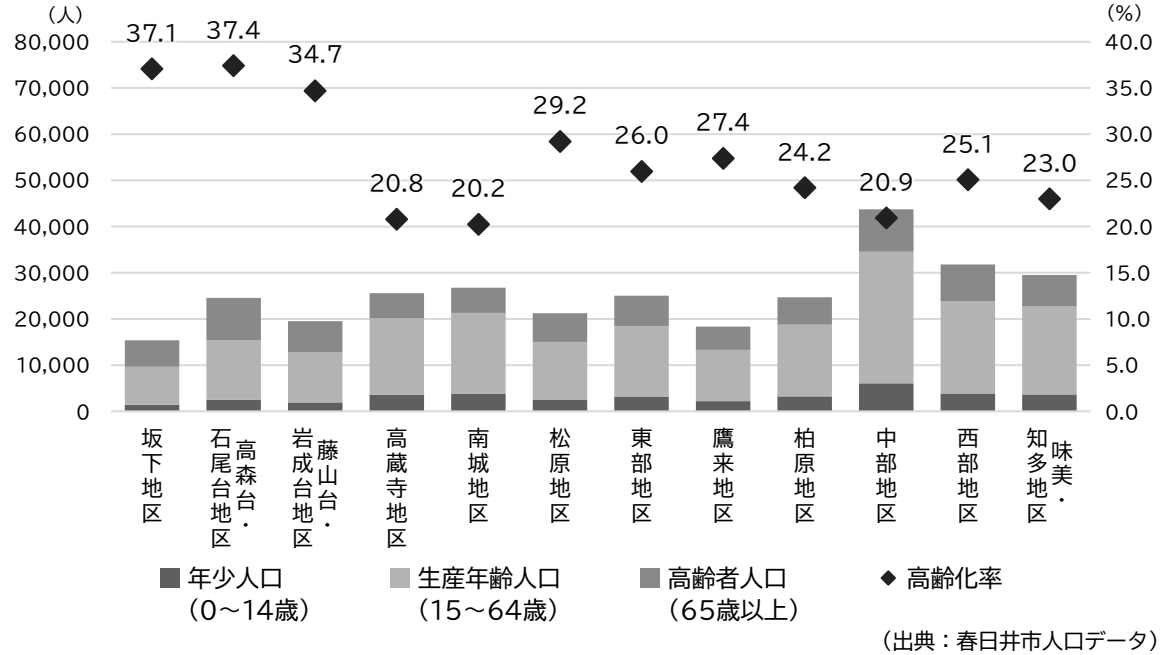

（出典：春日井市人口データ）

高齢者のみの世帯数（高齢者単独世帯数と高齢者夫婦世帯数の合計）は増加し続けており、2020（令和２）年には31,228世帯、世帯総数に占める割合は23.9%となっています。

図表９　高齢者のみの世帯数の推移

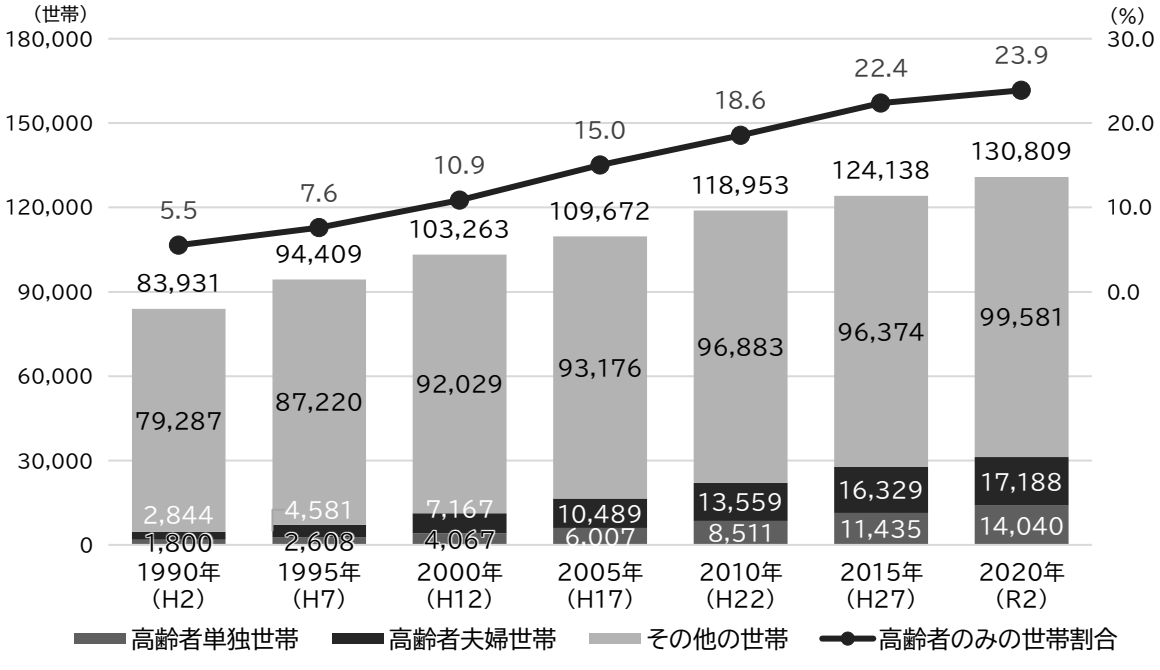

※高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦１組のみの一般世帯

（出典：国勢調査）

※日常生活圏域：住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や社会的条件等を総合的に勘案し定める区域。

認知症高齢者数は、2020（令和２）年以降増加し続けており、2023（令和５）年には7,986人となっています。要介護認定者に占める割合は50%台で推移しています。

図表 10　認知症高齢者数の推移

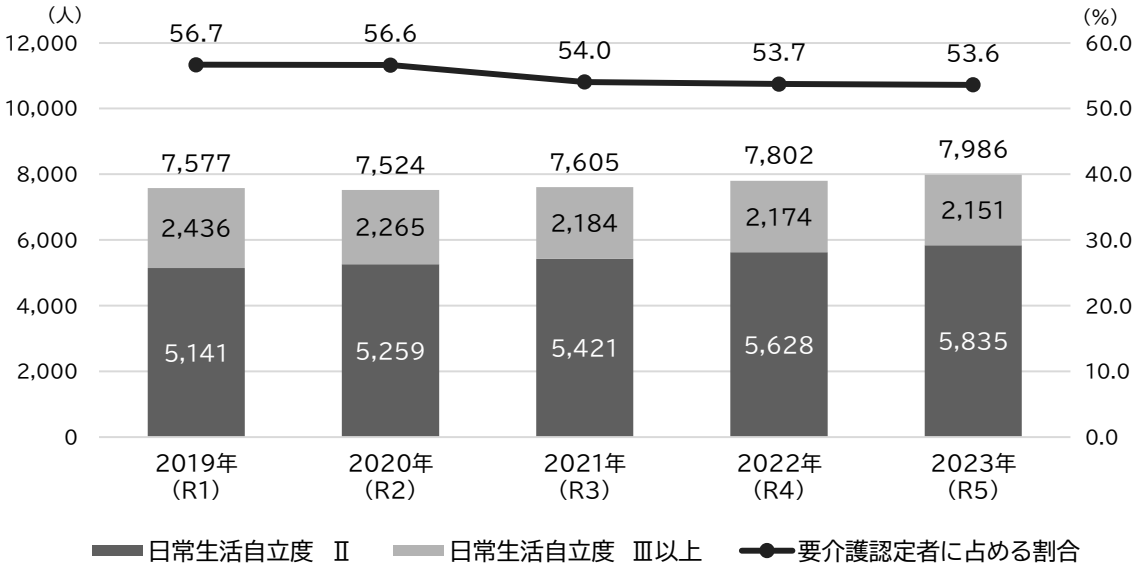

（出典：要介護等認定データ）

要介護認定者における日常生活自立度の状況は、「虚弱」に該当する人は要介護等認定者の38.8%、「動ける認知症」は34.6%、「寝たきり」は7.8%、「動けない認知症」は18.7%となっています。

図表 11　状態像４区分別要介護等認定者の状況（2024（令和６）年 10 月１日現在）

区　分		認知症高齢者の日常生活自立度							
		自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
障がい高齢者の日常生活自立度	自立	虚　弱 5,974 人 （38.8%）		4,450 人 （28.9%）		動ける認知症 5,327 人（34.6%） 877人（5.7%）			
	J1								
	J2								
	A1								
	A2								
	B1	寝たきり 1,201 人 （7.8%）		1,477 人 （9.6%）		動けない認知症 2,882 人（18.7%） 1,405人（9.1%）			
	B2								
	C1								
	C2								

※要介護等認定データから、「障がい高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準を基に分析

（出典：要介護等認定データ）

３｜障がい者の状況

障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、総人口に占める手帳所持者の割合も増加傾向にあります。種別ごとに比較すると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳所持者数はそれぞれ増加傾向となっています。

図表 12　障がい者手帳所持者数の推移

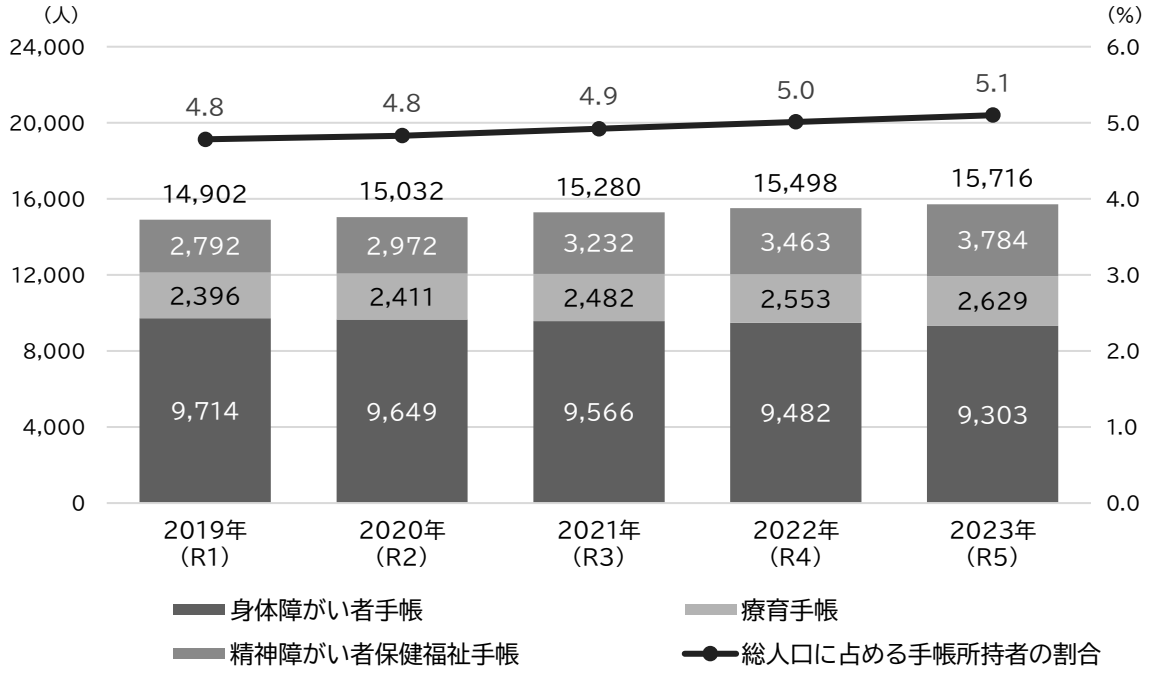

（出典：障がい福祉課調べ）

４｜こどもに関する状況

2022（令和４）年の出生数は、2,105人となっており、過去10年は減少傾向にあります。

図表 13　出生数の推移

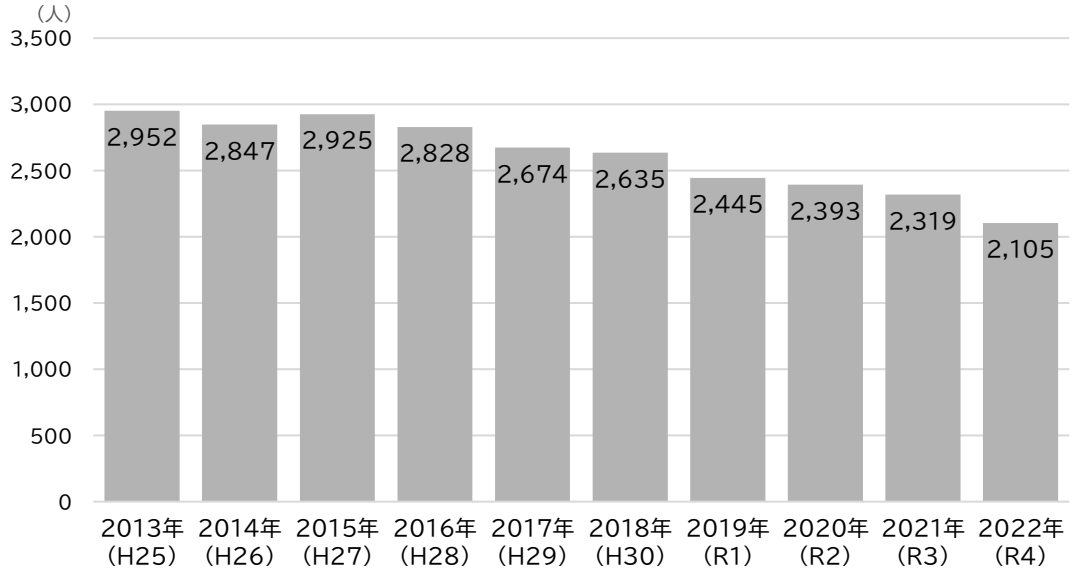

（出典：愛知県衛生年報）

ひとり親世帯数の一般世帯数（「施設等の世帯※」以外の世帯）に対する割合は、2015（平成27）年まで増加傾向にありましたが、2020（令和２）年にかけて減少しています。

図表 14　18 歳未満世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移

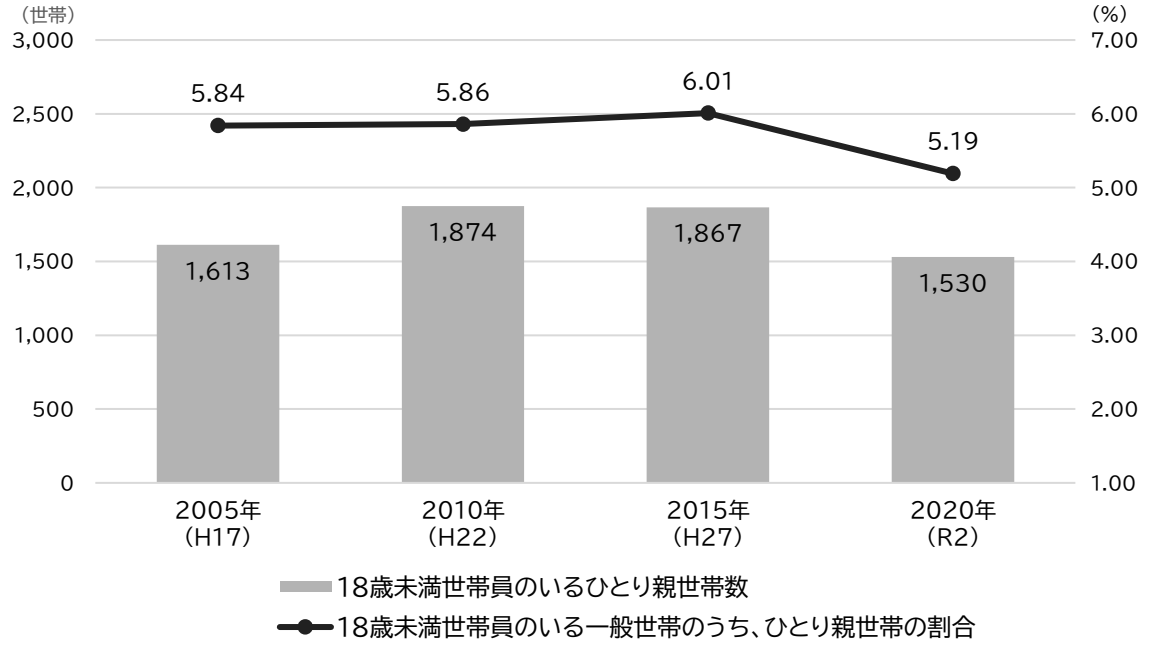

（出典：国勢調査）

※**施設等の世帯**：学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯。

５｜生活保護に関する状況

生活保護の被保護世帯数や被保護人員、総人口に対する被保護者の割合（保護率）は、2008（平成20）年前後から急激に増加し、2015（平成27）年をピークに減少傾向にあります。

図表 15　被保護世帯数・人員数と保護率の推移

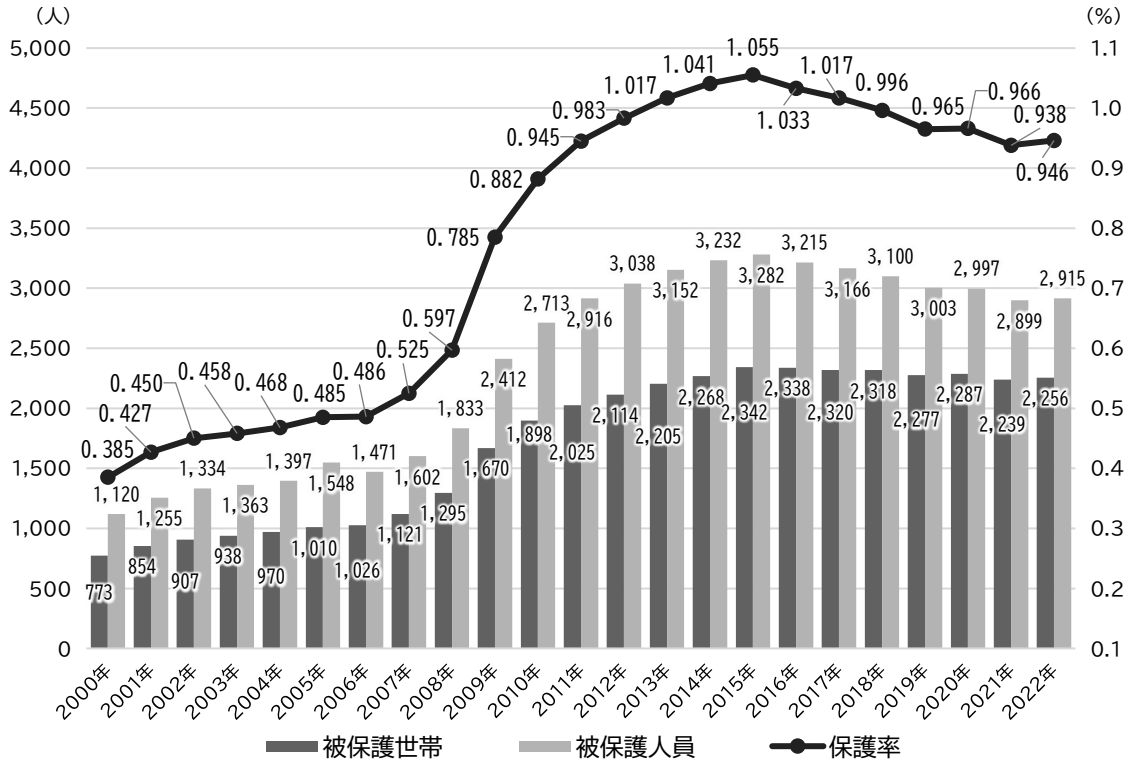

（出典：生活支援課調べ）

６｜犯罪、再犯の状況

市内の2022（令和４）年の刑法犯検挙人数は、前年に比べて85人減少しているものの、再犯者率は５ポイント上昇しており、半数以上が再犯者となっています。

図表 16　刑法犯検挙人数及び再犯者率の推移

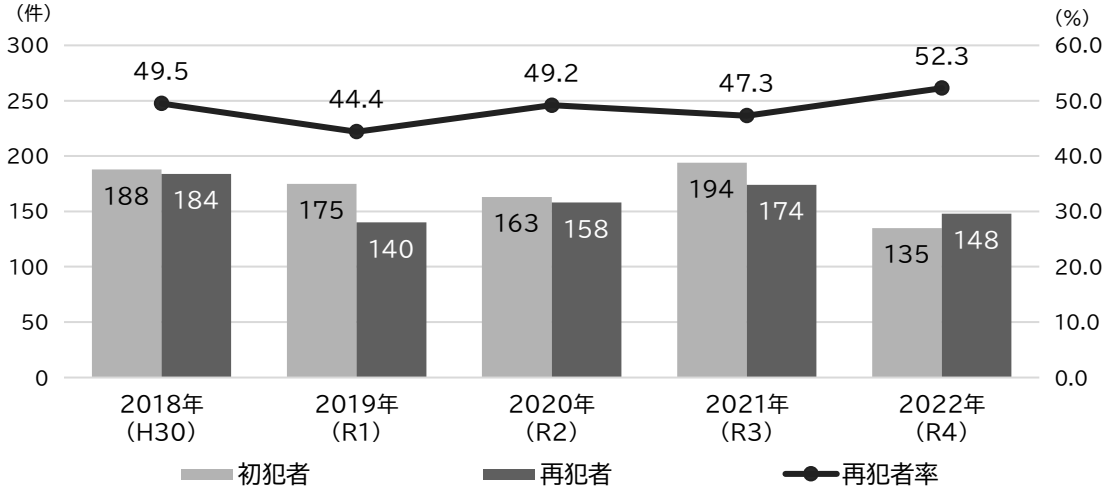

（出典：法務省矯正局資料より作成）

７｜町内会・子ども会の状況

総世帯数は増加し続けている一方で、町内会加入世帯数は近年減少しており、2023（令和５）年は77,503世帯となっています。町内会加入率は、2023（令和５）年には55.1％となっています。

図表 17　町内会加入世帯数及び加入率の推移

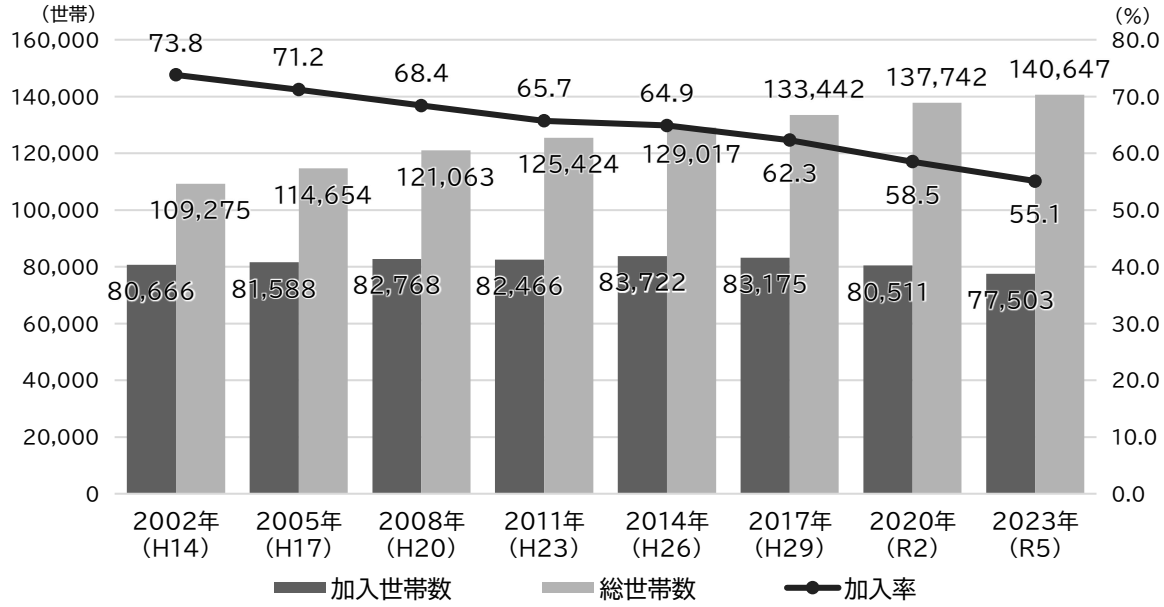

（出典：市民生活課調べ）

子ども会の加入率は、2011（平成23）年以降減少を続けており、2023（令和５）年の加入率は14.9％で、2002（平成14）年と比べて17.2ポイント減少しています。

図表 18　子ども会会員数及び加入率の推移

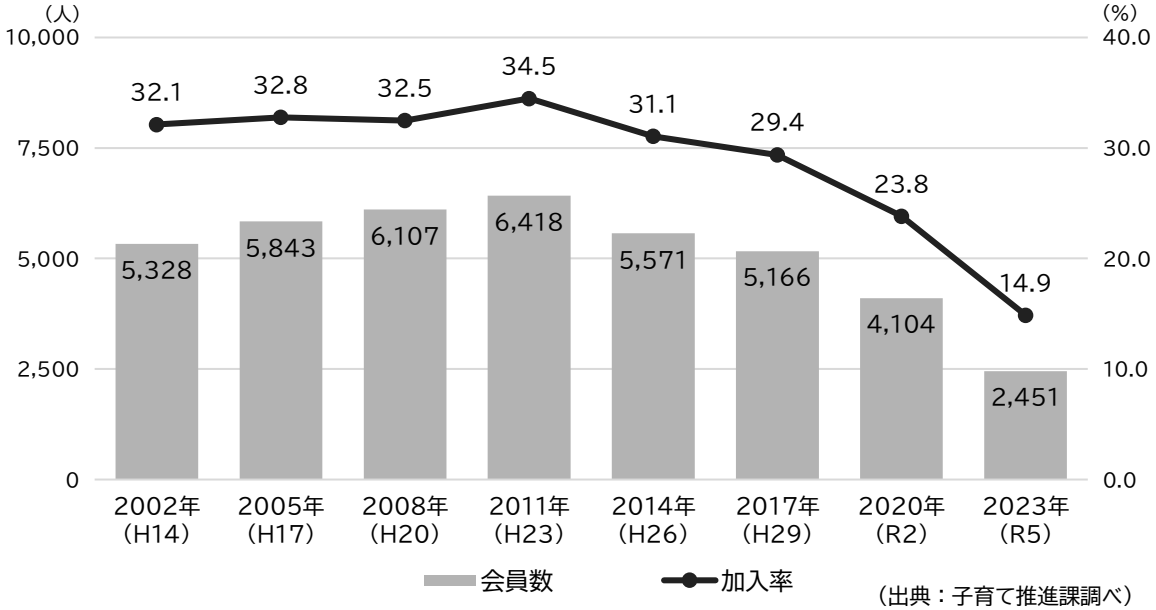

（出典：子育て推進課調べ）

第３章　計画の基本的な考え方

１｜計画の理念

（地域福祉計画推進協議会委員や市、市社会福祉協議会の担当者などの意見から抜粋）

基本理念

出会い　つながり　支え合い
みんな輝く　やさしいまちづくり

本計画を策定するにあたり、地域福祉計画推進協議会※の委員や市、市社会福祉協議会の担当職員などで「理想のまち」について考えてみました。それぞれの立場や関心ごとの違いもあり、さまざまな想いがありますが、住んでいる地域で自分らしく安心した生活を送るためには、「住民同士のつながり」や「いきがいづくり」、「自律心を持つ（自己決定をする）こと」が必要であるとの想いは共通しています。こうした想いを実現するため、計画の基本理念を「出会い　つながり　支え合い　みんな輝く　やさしいまちづくり」とし、地域住民や活動団体、事業者、市、市社会福祉協議会など、さまざまな立場や役割の人や機関の連携・協働により、地域共生社会の実現をめざします。

※地域福祉計画推進協議会：地域福祉計画の策定やその他計画に関する事項について協議する合議体。

２｜基本目標

● 基本目標１　支え、支えられる人と地域を育む

地域住民が、お互いを気に掛け合い、ともに支え合う地域を育むため、地域を基盤とした住民主体の活動や交流、見守り、助け合いの推進、相互理解の促進を図ります。

● 基本目標２　安心して生活できる環境を創る

あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域での見守り体制の強化や孤独・孤立の防止、災害時の避難支援等に取り組みます。

● 基本目標３　包括的な支援の体制を整える

生きづらさや困りごとを抱えた人が自分らしく暮らすことができるようにするため、相談支援機関の連携や地域住民と専門職との協働など、包括的な支援体制の強化に取り組みます。

３｜計画を推進する施策

施策 1	住民主体活動の取組みの強化	住民主体活動の拡大の促進 多様な主体の参画促進 支援機関の地域づくりへの参画促進 民民協働の推進
施策 2	地区社協・ボランティア活動の推進	地区社協の活動の支援 誰もが参加しやすい地区社協活動の展開 ボランティア活動の活性化
施策 3	地域の支え合いネットワークの推進	民生委員・児童委員の活動支援 見守り活動の強化 地域の防災力の強化
施策 4	多様な社会参加の促進と居場所づくり	伴走支援の担い手づくりや発掘 つながりづくりプラットフォームの構築 新たな場の創出 多様な就労機会の確保
施策 5	当事者参加と相互理解の促進	当事者の想いを発信する取組みの推進 福祉共育の推進 相互理解に向けた周知・啓発活動の推進
施策 6	包括的な相談支援体制の強化	支援会議の推進 多分野の相談支援機関の連携強化 支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働 更生保護活動の支援 社会復帰に向けた多様な支援の確保
施策 7	総合的な権利擁護支援の推進	総合的な権利擁護支援 成年後見制度の運用改善 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進
施策 8	地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進	福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携 （仮称）総合福祉計画策定に向けた準備 試行的なプロジェクト活動の推進 市社会福祉協議会の基盤強化

４｜施策を関連づける人材や会議の機能

重層的支援体制整備事業で実施する３つの支援（P２参照）と本計画の各施策の関連性は、次のとおりです。

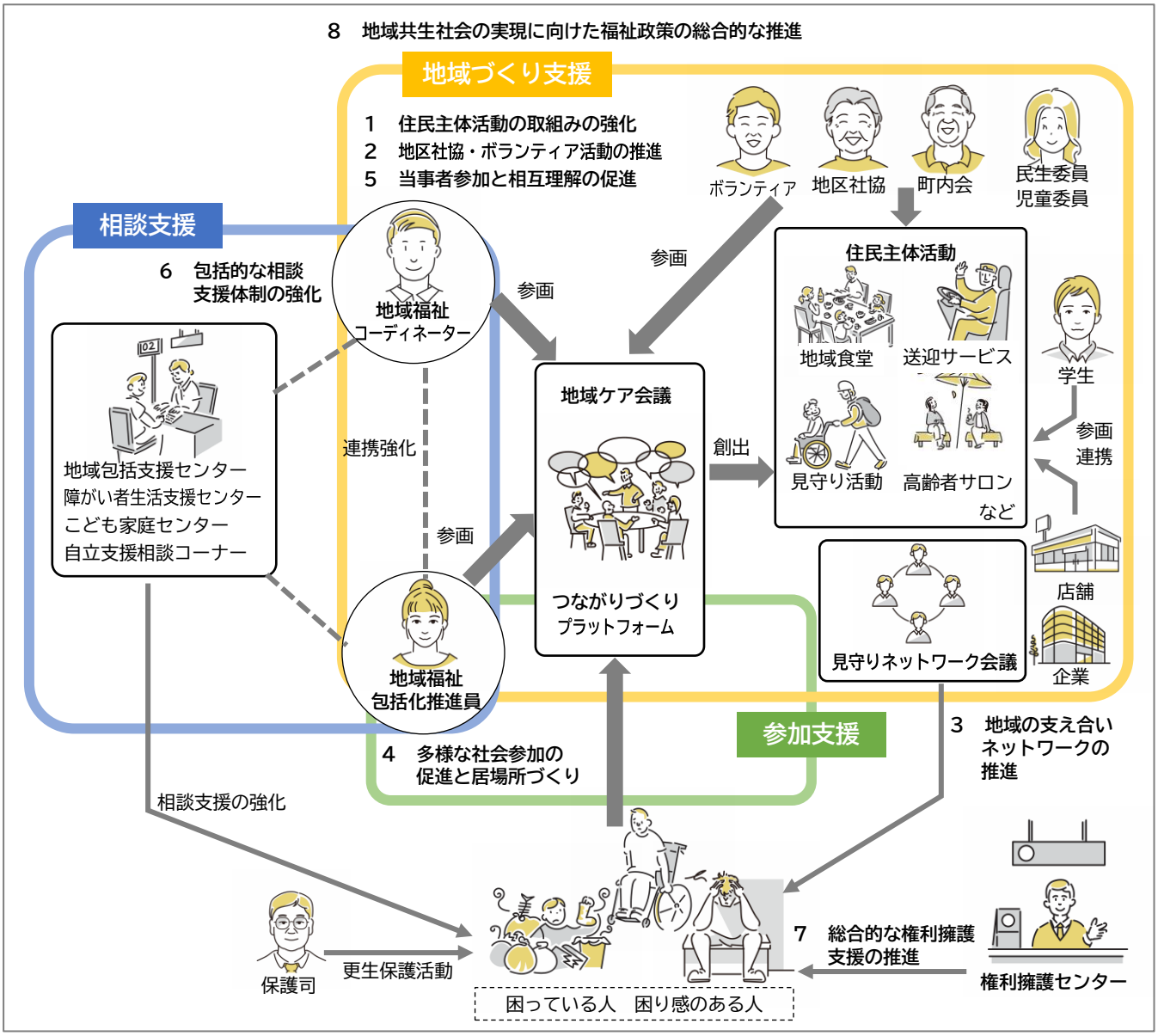

地域福祉コーディネーター

8人

地域ケア会議など地域のプラットフォームに参画し、地域ニーズの把握や地域のネットワークづくり、地域資源の開発、取組みとのマッチングなどにより、地域づくりを行います。

地域福祉包括化推進員

3人

多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対し、多機関協働によるチーム支援や地域福祉コーディネーターと連携した社会参加の取組み、プラットフォームへの参画等による地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制整備に取り組んでいます。

地域ケア会議

地域福祉コーディネーターや地域の担い手などが集まり、一人の困りごとから見出された地域生活課題を共有し、住民が主体的に課題解決するしくみづくりをする場です。

つながりづくりプラットフォーム

孤独・孤立を課題とし、地域の事業者や担い手が集まり、関係性の構築や課題解決、新たな価値の創出に向けた検討・共創の場です。より多くの人の参画を促し、つながりの輪を拡げていきます。

５｜地域福祉を推進する機関・活動主体

地域には、各施策を推進する役割を持つ担い手が多く活動しています。

支援機関

地域包括支援センター

12か所＋**1**か所
【基幹型】

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職が協力して総合的な相談支援を行っています。

障がい者生活支援センター

4か所＋**1**か所
【基幹】

障がいのある人に対する在宅福祉サービス利用援助や社会資源の活用など日常・社会生活について、総合的な相談や情報提供を行っています。

こども家庭センター

1か所

妊産婦やこどもとその家族が安心な生活を送れるようにするため、妊娠から出産、子育てについて、保健師や助産師、社会福祉士などの専門職による相談や情報提供を行っています。

自立支援相談コーナー

1か所

経済的に困窮するおそれがあり、生活や仕事などで困っている人に対し、専門の支援員が自立に向けた相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

高齢者・障がい者権利擁護センター

1か所

2020（令和２）年度に中核機関※に位置づけ、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度に関する相談・利用支援、制度の啓発、市民後見人の育成などを行っています。

【中核機関の４つの機能】

① 広報機能　② 相談機能
③ 成年後見制度利用促進機能　④ 後見人支援機能

地域の支援者

保護司

59人

犯罪や非行をした人に対して、地域社会で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を支援するため、更生保護活動に取り組んでいます。

※**中核機関**：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき設置する、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

民生委員・児童委員

365人

地域を見守る身近な支え手であり、行政や専門機関との「つなぎ役」です。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割も担っています。

保健師

53人＋3人
（市の職員）（市社会福祉協議会の職員）

地域住民の健康を支えるために、母子、成人、高齢者などに対して保健指導や健康管理、相談など、健康づくりに関する幅広いサポートを行います。

また、支援の中で、地域生活課題や地域特性の把握などを行い、地域づくりを行う上での橋渡しの役割を担っています。

社会福祉士

70人＋60人
（市の職員）（市社会福祉協議会の職員）

地域生活課題を解決するために、福祉に関する相談に応じ、必要な助言や制度・サービスの利用援助や関係者間の連携・調整などを行っています。

地域の活動主体など

住民主体活動団体

127団体

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるようにするため、地域住民が主体となり自主活動として行う見守り支援、生活援助などの訪問型サービスや、体操、運動、趣味活動、交流、茶話会などの通所型サービスを行っています。

地区社会福祉協議会（地区社協）

45団体

「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。三世代交流会やサロンの運営、見守り活動など、さまざまな活動を行っています。

区・町内会・自治会

554団体

同じ地域に暮らす縁によって組織され、自分たちの力で住みよいまちづくりをするため活動している団体です。加入世帯の減少や担い手不足などの課題がありますが、2024（令和６）年１月に「町内会活動支援のあり方」を作成し、「持続可能な町内会活動の実現」を目標に、「安定的な組織づくり」と「参加しやすい環境づくり」に向け、地域住民や市とともに取組みを進めています。

地域住民

306,279人

地域で生活し、さまざまな地域活動に主体的に参画することができます。隣近所や知人等とのつながりを持ち、コミュニティの一員として、地域づくりの中心的な役割を担っています。

※数値は 2024（令和６）年 10 月１日現在

６｜地域の捉え方

（１）地域福祉の「地域」の考え方

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、次の４つの層に分類します。

図表 19　本市における地域福祉の「地域」

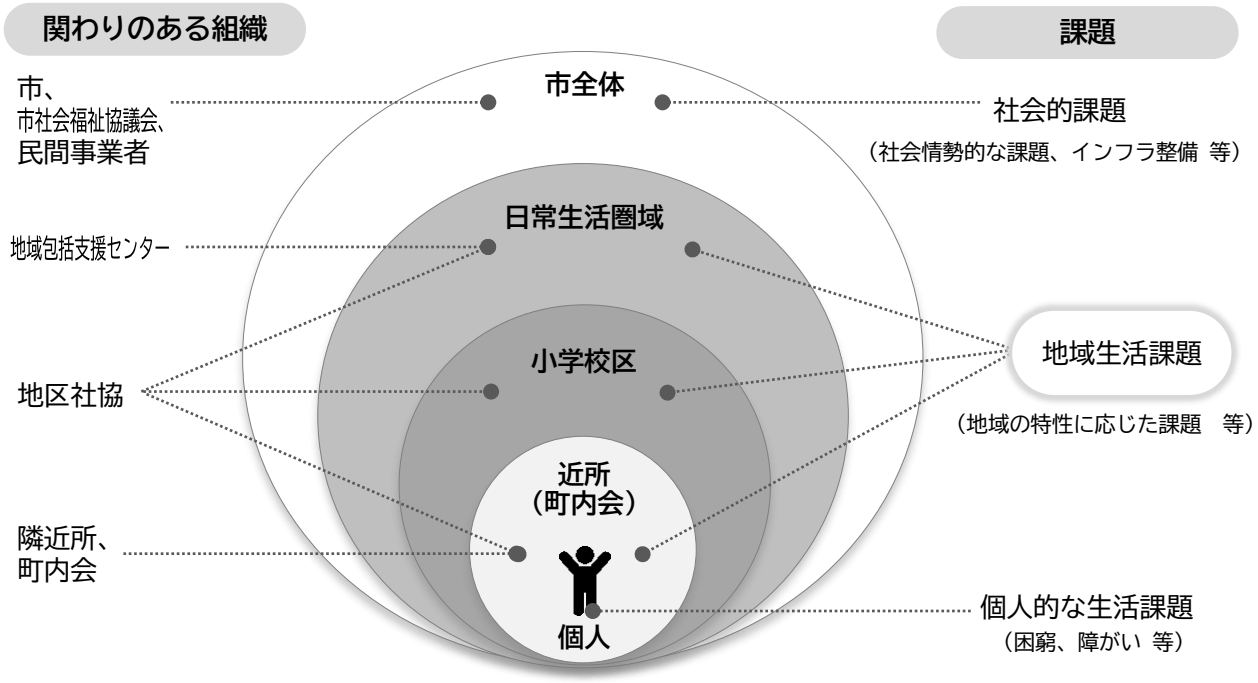

（２）日常生活圏域

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情など、さまざまな社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域で、介護保険法（平成９年法律第123号）により設定することとされています。本市では中学校区を基本に12圏域（地区）を設定し、地域包括支援センターの担当区域ごとに地域の生活課題を把握し、解決するしくみづくりを展開しています。

図表 20　日常生活圏域

7｜各日常生活圏域の状況

各日常生活圏域の人口構成や特徴は次のとおりです。

①坂下地区

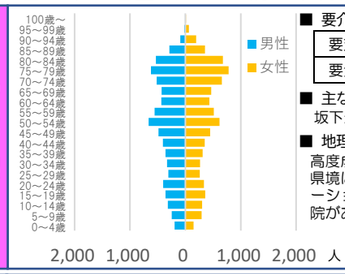

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	315人（ 5.5%）
要介護	730人（12.8%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
坂下公民館、福祉の里　等

■ 地理的な特徴
高度成長期に造成された戸建て団地や県境に近い農村部がある。リハビリテーション病院や地域に密着した総合病院があり医療は充実している。

②高森台・石尾台地区

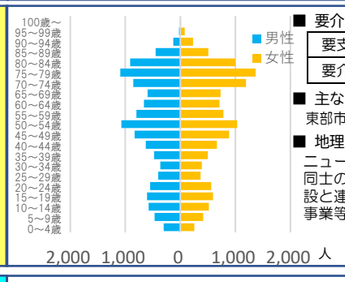

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	553人（ 6.0%）
要介護	954人（10.4%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
東部市民センター、保健センター　等

■ 地理的な特徴
ニュータウン内の大規模住宅地。住民同士のつながりが強く、学校、商業施設と連携した行事も盛ん。モビリティ事業等の先進的な取組みもある。

③藤山台・岩成台地区

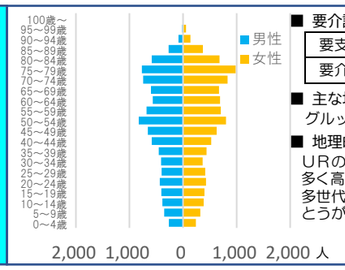

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	420人（ 6.2%）
要介護	699人（10.3%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
グルッポふじとう　等

■ 地理的な特徴
URの集合住宅が密集する地域。坂が多く高齢者の外出の妨げになっている。多世代の交流拠点としてグルッポふじとうが大きな役割を果たしている。

④高蔵寺地区

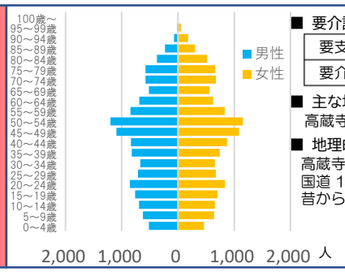

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	366人（ 6.9%）
要介護	633人（11.9%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
高蔵寺ふれあいセンター　等

■ 地理的な特徴
高蔵寺駅周辺に病院や商店等が点在。国道 155 号を挟んで住宅地があり、昔からのつながりが強くみられる。

⑤南城地区

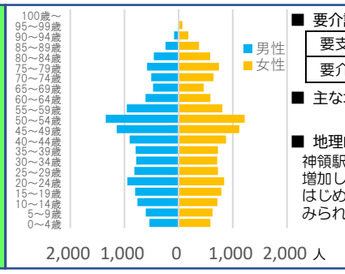

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	388人（ 7.2%）
要介護	747人（13.8%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）

■ 地理的な特徴
神領駅周辺の区画整理により、人口が増加し、新しい商業施設や住宅が建ちはじめている。交通機関が弱い地域もみられる。

⑥松原地区

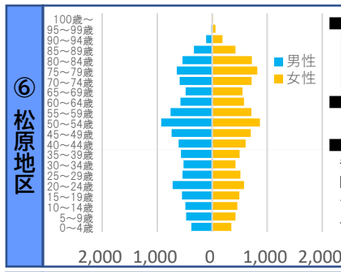

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	419人（ 6.8%）
要介護	834人（13.4%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
グリーンパレス春日井　等

■ 地理的な特徴
昔からの集落が多くみられる。医療機関、福祉サービスが充実している。民生委員・児童委員、地区社協の見守り活動が活発に行われている。

⑦東部地区

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	434人（ 6.7%）
要介護	914人（14.1%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
総合福祉センター、ささえ愛センター　等

■ 地理的な特徴
JR春日井駅を中心に公共交通機関が整っている。戸建て住宅が多いが、駅周辺には共同住宅が点在。幹線道路沿いに商業施設が立地し、医療機関も充実。

⑧鷹来地区

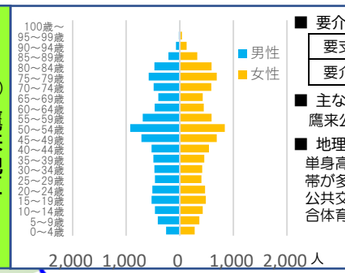

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	369人（ 7.3%）
要介護	589人（11.7%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
鷹来公民館　等

■ 地理的な特徴
単身高齢者世帯が多い地区と多世代世帯が多い地区との二極化がみられる。公共交通機関が南側に偏っている。総合体育館、市民病院が立地。

⑨柏原地区

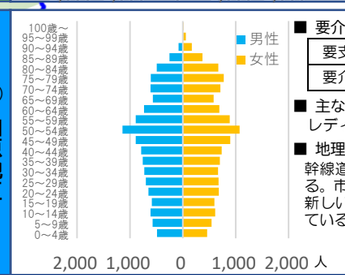

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	352人（ 5.9%）
要介護	796人（13.3%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
レディヤンかすがい、中央公民館　等

■ 地理的な特徴
幹線道路沿いに商業地と住宅地が広がる。市役所、図書館等公共施設が多い。新しい地域活動が多く立ち上がってきている。

⑩中部地区

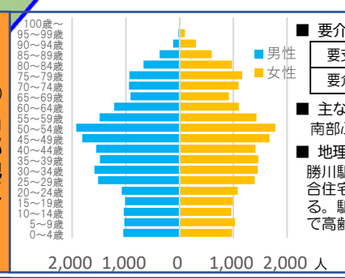

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	495人（ 5.4%）
要介護	1,135人（12.4%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
南部ふれあいセンター　等

■ 地理的な特徴
勝川駅、ＪＲ春日井駅周辺に店舗や集合住宅が多く、若い世代が多くみられる。駅から離れると古くからの住宅地で高齢化がみられる。

⑪西部地区

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	560人（ 7.0%）
要介護	1,002人（12.6%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
西部ふれあいセンター　等

■ 地理的な特徴
農地や戸建て住宅が分布し、緑豊かな地域。集会施設が点在し、土地に慣れ親しんだ人が多い。地縁団体の活動が多く横のつながりが強い。

⑫味美・知多地区

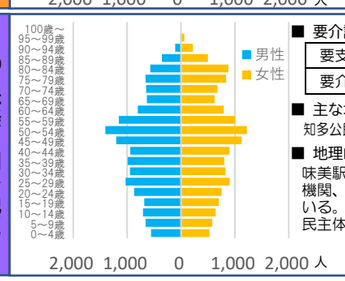

■ 要介護・要支援認定者数（認定率）

要支援	483人（ 7.1%）
要介護	935人（13.8%）

■ 主な地域の公共施設（貸館）
知多公民館、味美ふれあいセンター　等

■ 地理的な特徴
味美駅があり、勝川駅も近く公共交通機関、商業施設、医療機関が充実している。二子山古墳等、史跡が多い。住民主体活動が盛ん。

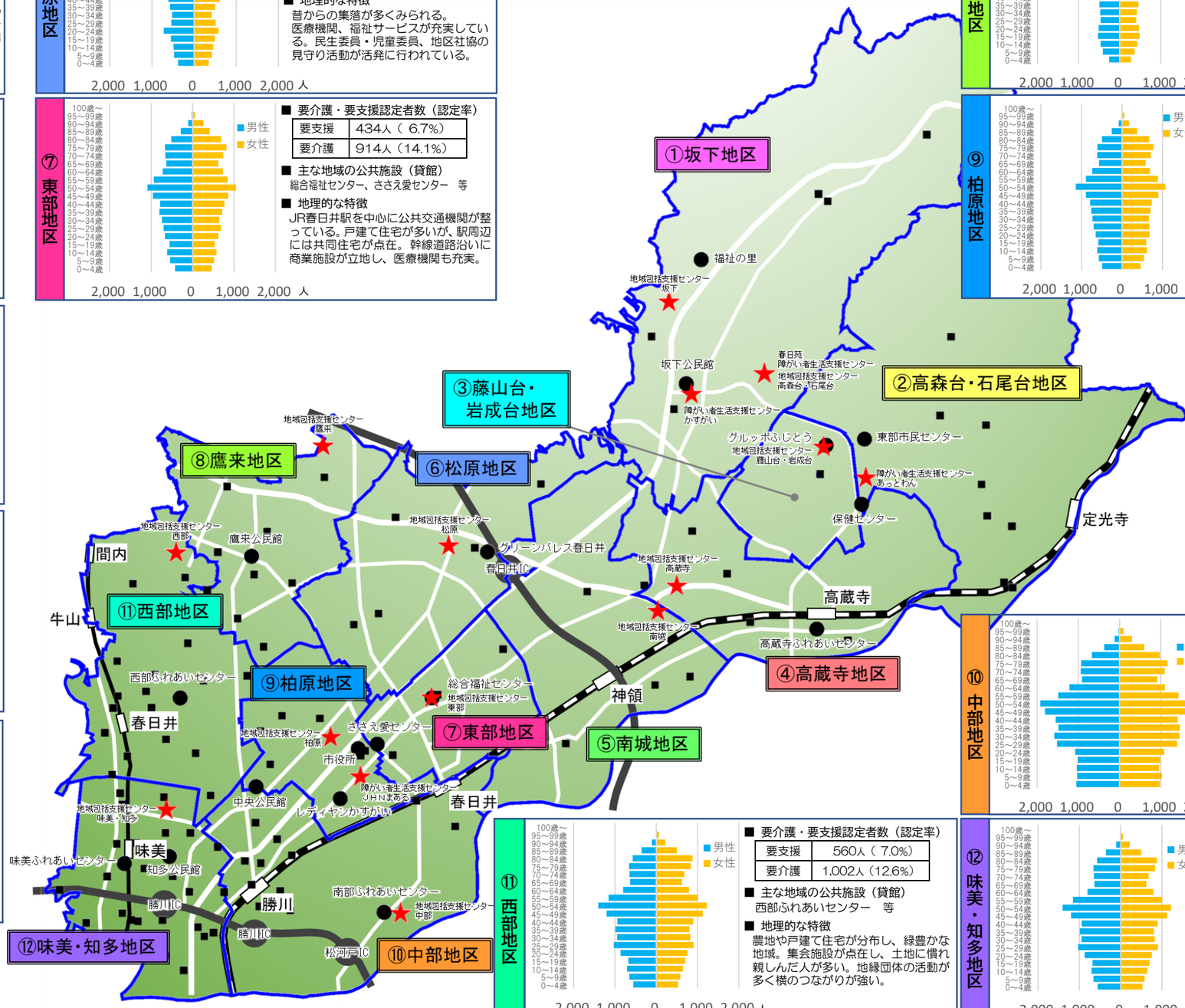

※日常生活圏域を「●●地区」と表記しています
※人口構成と要介護・要支援認定者数は2024（令和６）年10月１日現在の数値です

第４章　施策の展開

＜施策の展開の見方＞

本章は、施策ごとに次の項目を記載しています。

施策名

施策に関連した本市の現状を掲載しています。

本計画の施策と重複する内容の掲載がある計画名を記載しています。

- 高齢：第９次高齢者総合福祉計画
- 障がい：第６次障がい者総合福祉計画
- 健康：心と体のかすがい健康計画 2035
- こども：かすがいこどもまんなかプラン
- 男女共同：第３次かすがい男女共同参画プラン

現状を踏まえて、今後やるべきことの方向性を記載しています。

本計画を策定するにあたって、お寄せいただいた皆さんの声を掲載しています。

具体的な施策ごとの方向性を掲載しています。網掛け部分は具体的な取組みです。

進行管理をする上で着目する視点と施策の成果の目安となる指標です。

施策１　住民主体活動の取組みの強化

現　状

● 高齢者を対象とした地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。（P21～22参照）

こうした地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターの相談員によると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域とのつながりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区を担当する保健師が、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的に孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

● 多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のために「春日井市フードドライブ事業」を令和５年度から実施しています。

この取組みでは、ネットワーク連絡会を設立し、団体間の相互支援を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付をしやすい環境づくりを進めています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、市社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進

③　地域の防災力の強化

高齢　障がい

災害時の住民同士の助け合い活動を推進するため、地域の防災体制やしくみを強化します。

- 自主防災組織の支援
- 災害時要援護者の避難支援
- 個別避難計画の策定の推進

進行管理の視点

■民生委員・児童委員の活動支援が行われているか。
■地域の見守りネットワークが構築できているか。
■災害時に機能するしくみの強化が図られているか。

	指　標	現状値（2023（令和５）年度）	目　標
1	地域見守り活動に関する協定締結事業者数	39 件	44 件
2	個別避難計画※の策定件数	22 件	100 件

※**個別避難計画**：災害時の避難に支援が必要な災害時要援護者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画。

施策１　住民主体活動の取組みの強化

現　状

● 高齢者を対象とした地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。（P21～22参照）

こうした地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターの相談員によると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域とのつながりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区を担当する保健師が、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的に孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

図表 21　地域ケア会議・地域協議会などによる住民主体活動の創設

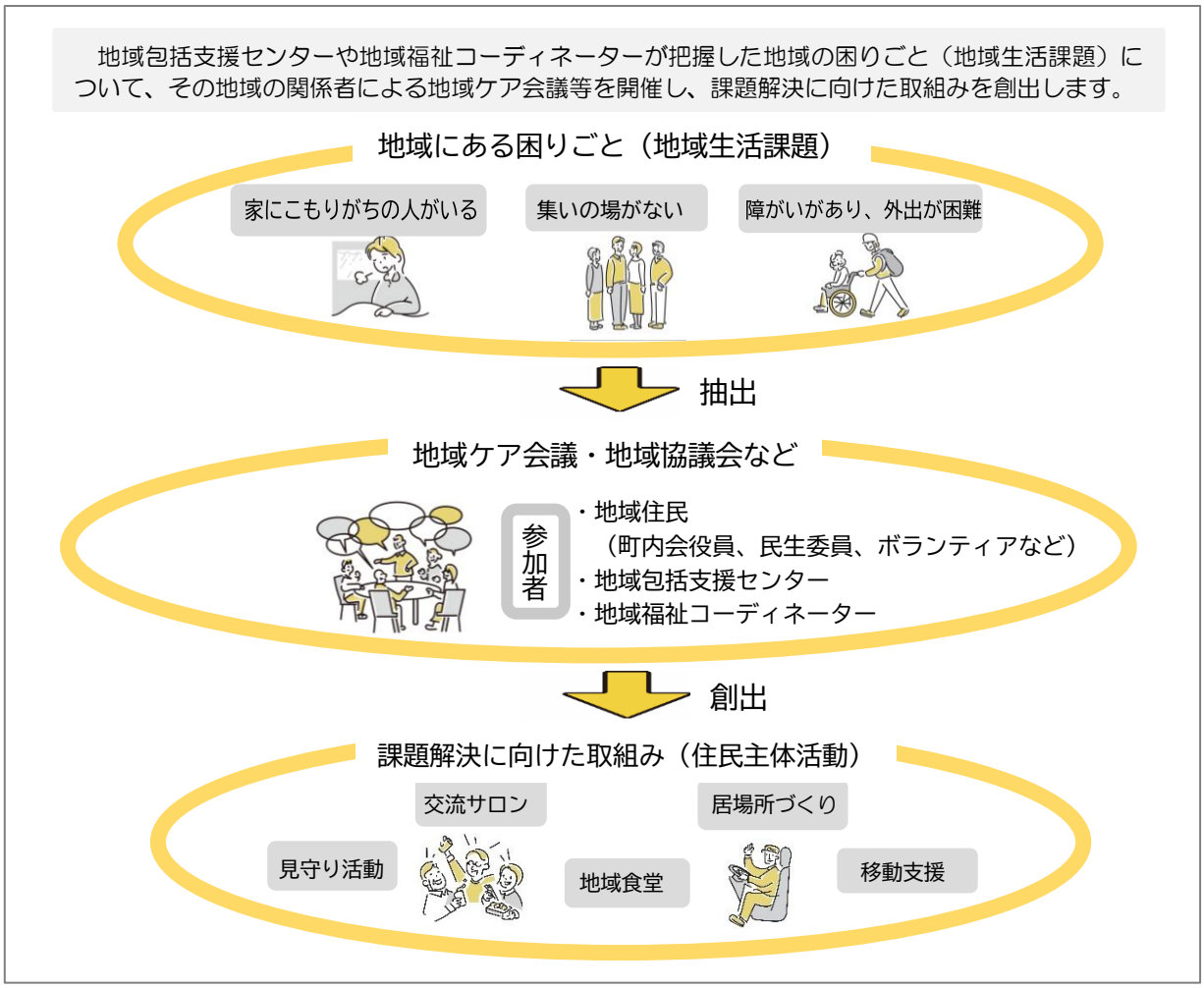

コラム　住民主体活動への地域福祉コーディネーターの関わり

本市では、地域福祉コーディネーターが地域ケア会議等に参画し、住民主体活動の立ち上げや運営について、現場で活動者や参加者に伴走しながら支援しています。支援の内容は、活動のノウハウを伝えたり、運営補助金の申請手続き、活動上の課題を解決するなど多岐にわたり、地域資源の活用や開発、活動者との信頼関係やネットワークの構築など、さまざまな役割を担っています。

下表は、2020（令和2）年度から2023（令和５）年度に創設された住民主体活動の展開を示しており、すべての日常生活圏域で住民主体の多様な取組みが実施されています。

■ 2023（令和５）年度の住民主体活動の分布

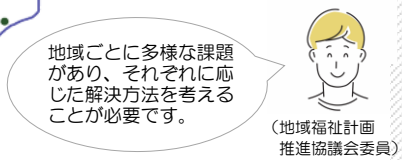

（地域福祉計画推進協議会委員）

日常生活圏域	2020（令和２）年度	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度	2023（令和５）年度
坂下地区		見守り活動	見守り活動＋交流会	
			訪問型サービス	
				送迎サービス
				地域勉強会
高森台・石尾台地区	地域の居場所（地域で気軽に参加できる場）			
	既存集会場の活用（移動負担の少ない集会所の活用）			
	助け合い活動			
	孤食予防			
		介護予防・交流の場づくり		
			見守り活動（見守りステッカー）	
			介護予防体操教室	
				家族介護者のための交流会
				自宅サロン（友人同士の集まりの場）
藤山台・岩成台地区		運動サロン「藤山台運動サロン『グリーンクラブ』」		
			フードパントリー「岩成台西」	
			フードパントリー「岩成台」	
			運動サロン「岩成台自治会運動サロン」	
			運動サロン「サボテン年輪会」	
			体力測定会	
			ちいき食堂	
			認知症家族介護者のための交流	
高蔵寺地区	助け合い活動（交流促進）			
		助け合い活動（困りごとの解決）		
			訪問お助けサービス	
				体操サロン
				訪問型お助けサービス
南城地区		ラジオ体操【竹之越公園】		
			ラジオ体操【いずみ公園】	
				ラジオ体操【神領住宅集会所横の公園】
				体操サロン【おもて公園】
				体操サロン【十三塚児童遊園】

地区	2020（令和２）年度	2021（令和３）年度	2022（令和４）年度	2023（令和５）年度
松原地区	地域住民交流の場			
	交流カフェ			
	体操サロン			
	地域見守り			
	地域見守り（移動スーパーと連携）			
		健康麻雀「すずめの会」		
			健康麻雀	健康麻雀+体操「ゆんたく」
		ベンチ設置運動	ウォーキングクラブ	
			地域見守り「桃花園おたっしゃ便」	
				交流サロン「我逢人クラブ」
				交流サロン「屋台みこって」
東部地区	見守り活動			
		フレイル予防		
		見守りネットワークづくり		
			いきいき食堂	
			運動サロン	
			カフェサロン	
				訪問サービス
				地域住民交流の場
				たすけあいパーキング
鷹来地区		見守り活動（あんしんみまもり登録）		
			交流サロン	
				茶話会
				畑サロン
柏原地区		高齢者のいきがいづくり活動「手仕事プロジェクト」		
		グラウンド・ゴルフ		
		交流サロン「ひだまり会」		
		ラジオ体操		
		健康マイレージチャレンジ		
			コーヒーサロン	
				介護予防体操教室
				交流サロン「にこにこサロン」
中部地区	交流サロン			
	体操サロン			
	ちょっと話し隊			
	見守りプロジェクト			
	ひとり歩き高齢者声掛け訓練（グループホームと地域のつながり）			
		地域見守り（おれんじプラスカフェと連携）		
				男性向けサロン
西部地区		認知症見守り体制の構築		
			多世代交流活動	
味美・知多地区		ラジオ体操【中野町】		
			見守り活動	
			カフェサロン	
			ＳＮＳの普及活動	
			ラジオ体操【知多町】	
				家族介護者のための交流

（地域福祉コーディネーター）

地域によって、ばらつきはありますが、地域ケア会議を通さず自主的に創設された活動もあるみたいです。

各圏域の住民主体活動をさらに詳しく知りたい場合はこちらから→

（市社会福祉協議会ホームページ）

● 担い手不足は深刻

住民主体活動が活発に行われている一方で、地域の担い手の不足が顕著となっています。地域福祉コーディネーターへのヒアリングでは、担い手が固定化しており、全体的に高齢化する傾向にあることや新たな地域づくり人材に出会うことが少なくなっていることが指摘されています。また、町内会や子ども会の加入率の減少が進み、これまでの地域コミュニティのあり方が揺らいでいます。

このため、新たな担い手の発掘や育成、多様な主体の参画が必要となっています。

● 多様な主体が参画するフードドライブの取組み

本市では、食品の寄付受付やこども食堂などの食料支援活動を実施する団体間の相互支援のために「春日井市フードドライブ事業」を 2023（令和５）年度から実施しています。

この取組みでは、ネットワーク連絡会を設立し、団体間の相互支援を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付をしやすい環境づくりを進めています。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、市社会福祉協議会、企業、大学が連携・協働できるしくみづくり
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進

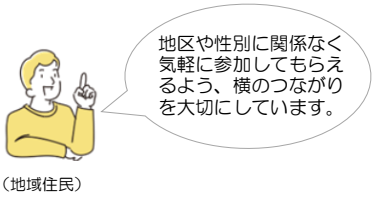

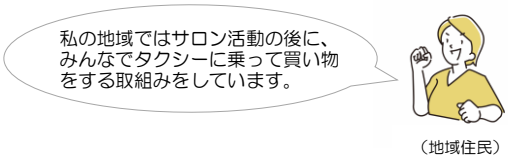

具体的な取組み
～施策１　住民主体活動の取組みの強化～

1 住民主体活動の拡大の促進
高齢 こども

住民主体活動の好事例の水平展開や活動の発展に向け、住民主体活動に関する情報の発信・共有や地域づくりを推進します。

- 地域福祉コーディネーターによる住民主体活動の情報発信
- 住民主体活動の好事例を他地区へ情報発信し、普及する場の創出

2 多様な主体の参画促進

地域の事業者や大学生、町内会、地域の活動団体など、多様な主体の住民主体活動への参画を促進します。

- PTAや子ども会、各種団体など新たに担い手になる可能性のある人材へのアプローチ
- 民間企業や学生など新たな人材との協働

3 支援機関の地域づくりへの参画促進
高齢 障がい こども

地域包括支援センターや障がい者生活支援センター、こども家庭センターなどの支援機関と地域福祉コーディネーターの連携を強化し、個別課題を通じた地域生活課題の把握に取り組みます。

- 支援機関と地域福祉コーディネーターとの情報共有と連携の促進

4 民民協働の推進
高齢

多様なニーズに対応するために、民民協働による民間サービスの活用や開発を推進し、新たな価値を創出します。

- 民間企業と住民主体活動のマッチングと相互支援の促進
- 移動支援や買い物支援などへの参画促進
- 住民主体活動への多様な財政的支援の検討

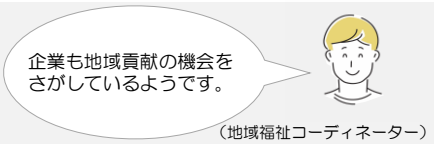

図表 22　企業・店舗と住民主体活動のマッチング

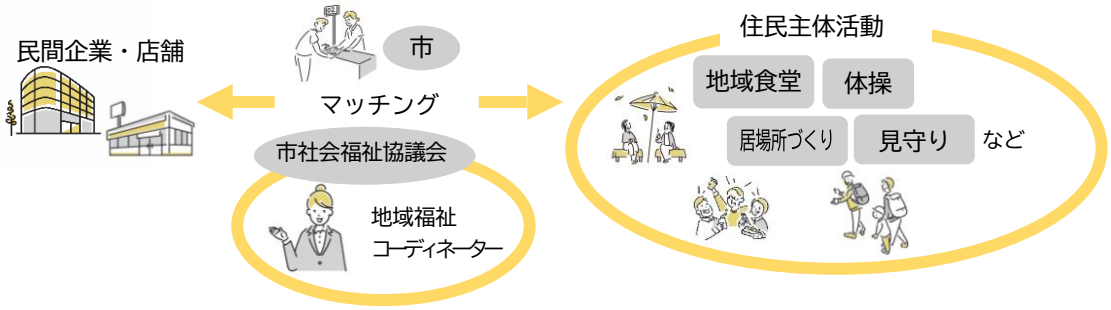

図表 23　施策１のイメージ

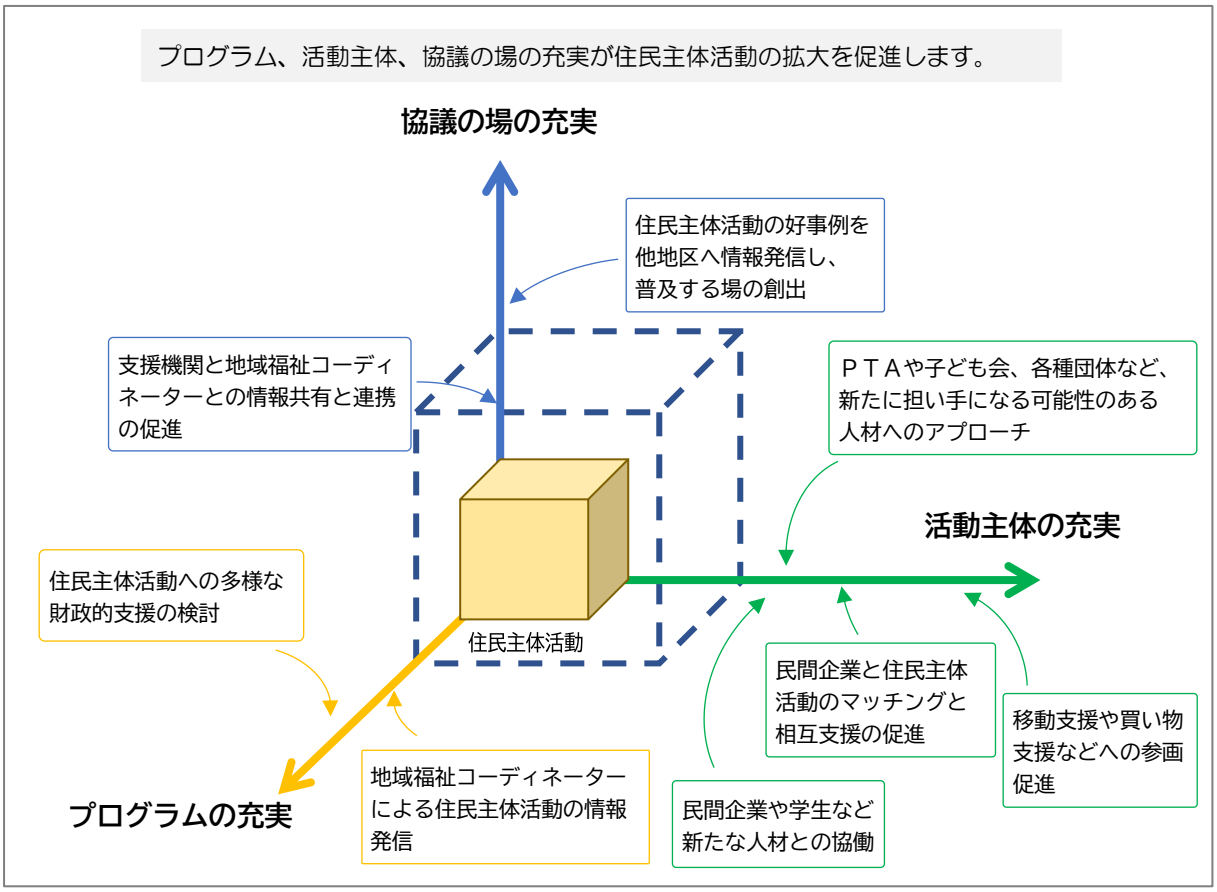

進行管理の視点

■地域で行われている活動を他地区へ水平展開できるしくみが構築されているか。
■今まで参画していなかった新たな主体が地域活動に参画できているか。
■支援機関と地域福祉コーディネーターの連携が図られているか。
■民間企業と地域活動のマッチングを行い、新たな価値の創出ができているか。

指　標		現状値 （2023（令和５）年度）	目　標
1	活動内容を拡充した住民主体活動件数	－	120 件
2	地域活動と民間企業のマッチングが成立した件数	4 件	24 件

施策２　地区社協・ボランティア活動の推進

現　状

● 地区社協の活動状況

地区社協は、「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。現在、市内で45団体が高齢者サロンや見守り活動など、それぞれの地域に根差した活動を実施し、町内会と協力しながら住みやすいまちづくりをめざして活動しています。

地区社協、区・町内会・自治会は、それぞれ地縁に基づく団体です。本市では、町内会の役員を輪番で担っていることが多く、町内会役員の役割の一環として地区社協が認識されている地域もあります。このため、町内会の活動が活発な地域は、安定的に運営されている一方で、そうでない地域では役員の担い手不足が顕著で運営が不安定なところもあります。また、地区社協を単独で運営している地域では、「地域をよりよくしたい」想いをもった役員が熱心に運営していますが、次世代の担い手がなかなか見つからないとの声も聞かれます。

今後も、地区社協と町内会が連携し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要です。

一般事業

それぞれの地区の実情に応じた福祉活動を区・町内会・自治会と協力して行う事業。
〔例〕盆踊り、敬老会、ラジオ体操

モデル事業

地域住民が相互に交流し、自らの地域や福祉への関心を高めることを目的に実施する事業。
〔例〕三世代交流グラウンドゴルフ大会

高齢者等サロン

高齢者や障がいのある人のいきがいづくりや社会的孤立感の解消のため、地域の公民館などの身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月１回以上実施する交流会。

子育て支援サロン

おおむね３歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、地域での友だちづくりや、育児不安を緩和することを目的に、地域の公民館などの身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月１回以上実施する交流会。

地域見守り

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、定期的な見守りや軽易な日常生活支援を地域住民の参加と協力により行う取組み。

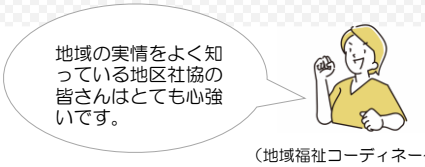

（地域福祉コーディネーター）

【地区社協がある地域】

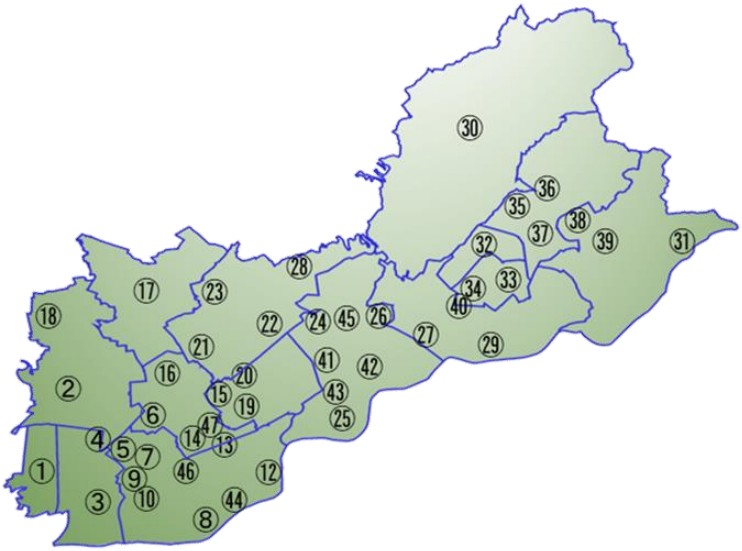

①	味美	②	春日井	③	勝川	④	徳農	⑤	下条原
⑥	上条新田	⑦	柏井	⑧	道風	⑨	松新	⑩	小野
⑫	上条	⑬	中央	⑭	鳥居松	⑮	八幡	⑯	八田朝宮
⑰	鷹来	⑱	牛山	⑲	関田	⑳	浅山・梅ケ坪	㉑	六軒屋
㉒	東野	㉓	松原	㉔	大泉寺	㉕	神領校区	㉖	不二ガ丘
㉗	不二・出川	㉘	桃花園	㉙	高蔵寺	㉚	坂下	㉛	玉川
㉜	藤山台	㉝	岩成台	㉞	岩成台西	㉟	高森台	㊱	東高森台
㊲	中央台	㊳	石尾台	㊴	押沢台	㊵	白山	㊶	篠木四ツ谷
㊷	下市場	㊸	篠木・穴橋	㊹	下条	㊺	下北	㊻	弥生
㊼	鳥居松中央								

※⑪は欠番、㉙は活動休止中

地区社会福祉協議会の取組み

（2024（令和６）年10月１日現在）

① 味美地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	盆踊り大会、町内祭り、新春餅つき大会		
	モデル事業	元気かい！、馬林作成	子育て支援サロン事業	たんぽぽ教室

② 春日井地区社会福祉協議会

スローガン　**地区発　笑顔で育むやさしい思い**

主な事業	一般事業	グラウンドゴルフ大会、町内会盆踊り大会、敬老会、区民球技大会、区民大運動会
	モデル事業	三世代ファミリーウォーク・クイズラリー
	高齢者等サロン事業	ひまわりサロン、如稲サロン

③ 勝川地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで担う　福祉のまちへ！**

主な事業	一般事業	ふれあい交流会、児童育成、青少年支援、１人暮らし高齢者支援		
	モデル事業	グラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	お喜楽クラブ	子育て支援サロン事業	スマイルキッズ

④ 徳農地区社会福祉協議会

スローガン　**挨拶をかわし顔見知りになり、明るいまちづくりを**

主な事業	一般事業	三世代交流納涼祭り、交通安全教室啓発学習会（AED 講習）、敬老会		
	高齢者等サロン事業	徳農いきいきサロン	地域見守り事業	この町見守り隊

⑤ 下条原地区社会福祉協議会

スローガン　**安心・安全なまちづくり**

主な事業	一般事業	若草子どもプール、防災訓練、敬老のお祝い、除草作業、卒業生へのお祝い		
	モデル事業	四世代ふれ愛夏祭り	高齢者等サロン事業	下条原スマイルサロン

⑥ 上条新田地区社会福祉協議会

スローガン　**助け合う気持ちが明るいまちづくりの第一歩**

主な事業	一般事業	高齢者友愛訪問	モデル事業	歩け歩け大会
	高齢者等サロン事業	柏原サロン		

⑦ 柏井地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老会
	モデル事業	さわやかウォーキング

⑧ 道風地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	書道教室、ラジオ体操、第一希望の家きぼうフェスタへの協力、スマホ教室
	高齢者等サロン事業	かえるクラブ

⑨ 松新地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなであたたかいまちをつくりましょう**

主な事業	一般事業	秋祭り、敬老会、寿会	モデル事業	交流会
	高齢者等サロン事業	松新元気サロン		

⑩ 小野地区社会福祉協議会

スローガン　**～助け合う気持ちが、明るいまちづくりの第一歩～**

主な事業	一般事業	介護予防講座、高齢者集い、盆踊り、ハロウィン祭
	モデル事業	三世代交流餅つき大会、歩け歩け芋煮大会
	子育て支援サロン事業	ぴよぴよ

⑫ 上条地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老行事、つながりマーケット、「上条春秋会」「神楽保存会」への助成、広報紙の発行（年２回）		
	高齢者等サロン事業	さわやかサロンかにら	子育て支援サロン事業	かにらっこ

⑬ 中央地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老祝賀会
	モデル事業	三世代交流うどん作り大会、三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン中央

⑭ 鳥居松地区社会福祉協議会

スローガン　**福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老会、夏祭り、秋のお祭り
	高齢者等サロン事業	さわやかサロン月見

⑮ 八幡地区社会福祉協議会

スローガン　**防犯・防災への高い意識を町に**

主な事業	一般事業	敬寿会、夏祭り、秋のお祭り
	モデル事業	八幡敬寿会、八幡音楽部・春日丘高校吹奏楽部助成、三世代交流ダンカード広場
	高齢者等サロン事業	八幡フレンド会

⑯ 八田朝宮地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	救急救命講習会、老人活動支援、スポーツ少年団への活動支援、納涼夏祭り、子ども会活動支援、敬老会、防災訓練、新年会
	高齢者等サロン事業	さくらサロン八田朝宮

⑰ 鷹来地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	各区福祉活動、GOTO 田酉
	高齢者等サロン事業	たかぎサロン、GOGO 大手、桃山サロン

⑱ 牛山地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	こころの会、資源回収	モデル事業	福祉大会・敬老会
	高齢者等サロン事業	のびのび倶楽部、モーモー倶楽部、お喜楽クラブ		

⑲ 関田地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、楽しく暮らせるまちづくり**

主な事業	一般事業	ソフトボール大会、提灯山盆踊り大会、敬老会、秋祭り		
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操		
	高齢者等サロン事業	サロン関田、関田体操クラブ	子育て支援サロン事業	レインボーキッズ

⑳ 浅山・梅ケ坪地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	体育祭、防災訓練、敬老会
	モデル事業	三世代交流広場のつどい

㉑ 六軒屋地区社会福祉協議会

スローガン　**ささえ愛、たすけあうまち六軒屋**

主な事業	一般事業	町民大運動会、納涼祭り、新春ふれあいコンサート、広報紙の発行、健康マージャン「すずめの会」、六軒屋サロン「はなみずき」

㉒ 東野地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなでつくろう福祉のまち東野**

主な事業	一般事業	敬老記念品贈呈、趣味と福祉の作品展、広報紙発行、老人会活動助成、子ども会活動助成		
	モデル事業	三世代交流カローリング大会、三世代交流クリスマス会		
	高齢者等サロン事業	いきいきサロンひがしの	子育て支援サロン事業	チェリーキッズひがしの
	地域見守り事業	ネットひがしの		

㉓ 松原地区社会福祉協議会

スローガン　**地区行事に参加して交流を深めるまちづくり**

主な事業	一般事業	各区・町内会活動支援
	モデル事業	三世代交流カローリング大会、三世代交流防災・レクリエーション大会、三世代交流クリスマス会
	高齢者等サロン事業	下原サロン、花＊花、松原サロン

㉔ 大泉寺地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	老人クラブ活動の助成、敬老会
	高齢者等サロン事業	サロンいずみ

㉕ 神領校区地区社会福祉協議会

スローガン　**顔を合わせ、支え合うまちづくりを**

主な事業	一般事業	老人クラブ活動支援、子ども会活動支援、福祉懇談会、三世代交流広場		
	高齢者等サロン事業	ひなご会	子育て支援サロン事業	にこにこきっず

㉖ 不二ガ丘地区社会福祉協議会

スローガン　**ささえ愛　笑顔で繋ぐ輪　不二ガ丘**

主な事業	一般事業	不二ガ丘ふれあいの集い	高齢者等サロン事業	不二ガ丘サロン会
	モデル事業	三世代交流七夕祭り、三世代交流グラウンドゴルフ		

㉗ 不二・出川地区社会福祉協議会

スローガン　**助け合い、ささえあい、思いを届ける地域づくり**

主な事業	高齢者等サロン事業	おしゃべり・あい、にこにこサロン
	子育て支援サロン事業	竹の子会

㉘ 桃花園地区社会福祉協議会

スローガン　**遠くの親戚より　近くの社協**

主な事業	一般事業	ラジオ体操、ももはばグリーンマーケット協賛、夏祭り		
	モデル事業	三世代交流クリスマス会	高齢者等サロン事業	桃花園ふれあいサロン

㉚ 坂下地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	各区・町内会・自治会における福祉活動への支援		
	モデル事業	三世代交流ウォーク大会		
	高齢者等サロン事業	坂下にこにこ会	地域見守り事業	シニア見守り隊

㉛ 玉川地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	各区への活動助成
	高齢者等サロン事業	玉野ふれあいサロンひまわり、細野・外之原上サロン

㉜ 藤山台地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	グラウンドゴルフ大会、藤山台運動会、みどり会　敬老会、地区社協だより発行、ラジオ体操チャレンジ宣言、フードパントリー		
	モデル事業	三世代交流ふれ愛コンサート、三世代交流ふれあい防災の集い		
	高齢者等サロン事業	ふじの会	子育て支援サロン事業	きらきらキッズ

㉝ 岩成台地区社会福祉協議会

スローガン　**やすらぎ・ふれあい・活力のまち**

主な事業	一般事業	フードパントリー＆マルシェ、ゆかたの着付け、秋の文化フェスティバル、子供と家族のための広域避難所避難体験、防災研修会、広報紙発行
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ、三世代交流ラジオ体操、三世代交流防災のつどいとふれあい芋煮会
	高齢者等サロン事業	フレッシュクラブいわなり

㉞ 岩成台西地区社会福祉協議会

スローガン　**すみなれた地域で、安心してくらせる、あたたかいまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老のつどい、学習支援（いこいこ）、広報紙発行、フードパントリー		
	モデル事業	あじさい祭り、冬まつり		
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン　ほのぼの、ほのぼの健康マージャン		
	地域見守り事業	いわにしネット		

㉟ 高森台地区社会福祉協議会

スローガン　**笑顔で優しい地域共存**

主な事業	一般事業	外での食事会、夏の友、敬老の集い、高森寄席、お母さんといっしょ、広報紙発行		
	モデル事業	芋煮会、餅つき大会	高齢者等サロン事業	はつか会

㊱ 東高森台地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	会報発行、東高おやじ倶楽部、夏祭り・スイカ割、福祉バス旅行、老人クラブ支援
	モデル事業	ふれあい交流会グラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	歌声サロン

㊲ 中央台地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	スラックライン体験会、機関紙発行、老人会活動支援、下校時見守り活動支援、学童保育活動支援、敬老会・卒業記念品・入学記念品贈呈		
	モデル事業	防災ウォークラリー	地域見守り事業	見守り中央台

㊳ 石尾台地区社会福祉協議会

スローガン　**地域住民の共助活動で住みよいまちづくり**

主な事業	一般事業	講演会・研修会、シニア体操教室、長寿を祝う会、広報紙発行、ポスター掲示
	モデル事業	三世代交流ボッチャ大会、三世代交流カローリング大会、三世代交流スイカ割
	高齢者等サロン事業	おしゃべりサロン、憩いの家珈琲サロン
	地域見守り事業	すこやか助け合い

㊴ 押沢台地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老の集い、老人クラブ活動支援、広報紙発行、福祉研修、児童見守り、夏祭り		
	モデル事業	春のフェスティバル、ふれあいカローリング大会、ふれあいラジオ体操、秋のフェスティバル、ふれあいグラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	ひだまりサロン	子育て支援サロン事業	すくすくクラブ
	地域見守り事業	あいネット押沢		

㊵ 白山地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	広報紙発行、町内会活動支援、児童福祉、老人福祉		
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会		
	高齢者等サロン事業	元気の出る会	子育て支援サロン事業	ぷくぷく

㊶ 篠木四ツ谷地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老事業、広報紙発行
	モデル事業	グラウンドゴルフ、水鉄砲遊び、星の観察会
	高齢者等サロン事業	サロン四ツ谷

㊷ 下市場地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	サロン活動見学参加者勧誘、子ども会活動
	高齢者等サロン事業	下市場高齢者サロン会

㊸ 篠木・穴橋地区社会福祉協議会

スローガン　**人と人がつながる、地域づくり**

主な事業	一般事業	敬老会、広報紙発行・ホームページ作成		
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操	高齢者等サロン事業	ゆうゆうサロン

㊹ 下条地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老会
	モデル事業	三世代交流歩け歩け＆芋煮会

㊺ 下北地区社会福祉協議会

スローガン　**地域住民全員で安心、安全な街づくり**

主な事業	一般事業	子ども会、敬老会、子ども応援団、下北寿会
	高齢者等サロン事業	下北サロン会

㊻ 弥生地区社会福祉協議会

スローガン　**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	敬老祝賀会
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン弥生

㊼ 鳥居松中央地区社会福祉協議会

スローガン　**できることからやっていこう**

主な事業	モデル事業	防災学習、運動会、三世代交流グラウンドゴルフ大会

● ボランティアセンターの登録者数は堅調に推移

市社会福祉協議会のボランティアセンターは、広く住民のボランティア活動への参加を促進し、活動の活性化に取り組んでいます。市民活動支援センター（ささえ愛センター）内に相談窓口を設置し、ボランティア活動をしたい人やボランティアを依頼したい人の調整を行っており、相談にはボランティアコーディネーターが対応しています。

2023（令和５）年度の登録団体は122団体1,897人で、個人登録が44人となっています。活動内容は、障がいのある人への支援や国際交流、読み聞かせ、防災・防犯など多種多様です。

登録者数は堅調に推移していますが、ボランティア活動者の高齢化、担い手の確保は多くの団体の共通の課題となっています。

● 災害救援ボランティアセンターの設置・運営

市社会福祉協議会は、本市との協定により、大規模な災害が発生した場合、被災者の支援を円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターを設置・運営することとなっています。

災害救援ボランティアセンターは、被災地において、ボランティア活動希望者を受け入れ、被災者等のニーズに合わせて、ボランティアを派遣するなどの需給調整をボランティアコーディネーターが中心となって行い、ボランティア活動全般を円滑に行うことができるように支援するための拠点となります。

市社会福祉協議会では、総合防災訓練や年に１回開催している災害救援ボランティア体験研修会等で災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施し、いざという時に備え準備をしていきます。

コラム 「ぼらら隊」の取組み

市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、若い世代に福祉やボランティア活動を身近に感じてもらい、興味をもってもらうきっかけとして、春日井市社協サポーター「ぼらら隊」を結成しました。

「ぼらら隊」は、市内在住または在学、在勤の小学５年生から25歳までが対象で、2024（令和６）年度は１期生として小学校5年生から高校3年生までの16人が入隊しました。

「ぼらら」

今後は、市社会福祉協議会などが開催するイベントにサポーターとして参加し、ボランティアに関する知識を深め、活躍の場を広げていきます。また、ボランティアセンターマスコットキャラクターの「ぼらら」を多くの人に知ってもらうための企画の検討やSNS、イベントなどでの周知啓発に取り組んでいきます。

この活動を通して、将来ボランティア活動や地域活動に積極的に参加してもらえるような人材が増えていくことを期待しています。

● 市民活動団体の会員数は減少傾向

市民活動支援センターの活動団体の登録数は、200団体前後で推移していますが、会員数は減少傾向にあります。活動団体等へのヒアリングによると、活動者の高齢化が進んでいる一方で、定年の延長などにより新たな担い手の確保が難しい状況です。

図表 24　市民活動団体数及び会員数の推移

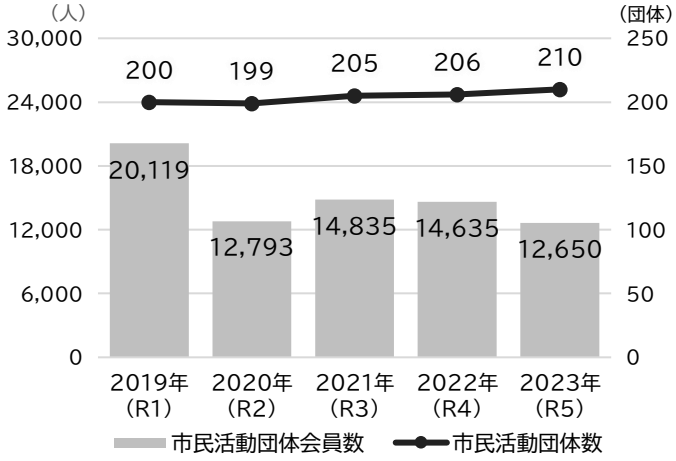

（出典：市民活動支援センター調べ）

図表 25　市民活動団体の活動内容の内訳

保健･医療･福祉	学術･文化･芸術･スポーツ	まちづくり
38 団体	46 団体	38 団体
こどもの健全育成	環境保全	地域安全
43 団体	15 団体	9 団体
その他		
21 団体		

（2024（令和６）年３月末現在）
（出典：市民活動支援センター調べ）

コラム　にこにこヘルプサービス（にこヘル）

市社会福祉協議会の「にこにこヘルプサービス事業」は、介護保険制度が始まる前の1989（平成元）年度にスタートした住民参加による有償の支え合い活動で、登録したヘルパーがひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯などの日常生活を支援しています。

登録ヘルパー（にこにこヘルパー）は、150人（2024（令和６）年10月１日現在）で、ヘルパーや利用者からのさまざまな声を活動内容に反映し、日常の買い物や調理、洗濯などの支援にとどまらず、電球交換や部屋の模様替えなど介護保険を始めとする公的なサービスでは対応できない「ちょっとした困りごと」への対応をこの取組みの中で行っています。

こうした小さな助け合いに、より多くの人が参加することで、地域住民のボランティア意識が高まり、広がることを願っています。

今後やるべきこと

●住民相互の助け合い体制の構築
●市民活動団体の活動促進
●新たな担い手、団体の発掘

具体的な取組み
～施策２　地区社協・ボランティア活動の支援～

1 地区社協の活動の支援

高齢 障がい

活動費の助成や企画・運営に関する情報提供、地区社協間の連絡調整など、地域に密着した活動を実施する地区社協の取組みを支援し、福祉活動の充実を図ります。また、既存の活動における対象者の拡大など、地域共生社会の実現に向けた提案を行います。

- 高齢者サロンに対する支援の検討（参加者の属性を問わない共生型サロン）

＜実施計画＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
取組み	検討	モデル実施	拡充	➡	➡

- 子育てサロンに対する支援の検討（より広いニーズに対応することを目的とした対象年齢の拡大やこどもの居場所づくり）

＜実施計画＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
取組み	検討	モデル実施	拡充	➡	➡

2 誰もが参加しやすい地区社協活動の展開

障がいの有無や世代を問わず、地域住民が出会い、交流できる場の創出を支援します。

＜実施計画＞

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
取組み	検討	拡充	➡	➡	➡

3 ボランティア活動の活性化

高齢 障がい

見守り活動や助け合い活動など、多様なボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動の情報発信や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を拡げる支援をします。

- ボランティア支援機能の強化（総合的な福祉拠点の整備）
- 若年層のボランティア活動の機会の充実
- かすがいいきいきポイント※の活用の検討

※**かすがいいきいきポイント**：対象施設で行われる市民講座やサークル活動などへ参加することでスマートフォンのアプリを使ってためられるポイント。たまったポイントは、電子マネーへの交換などに使用できる。

進行管理の視点

■地域生活課題の解決に資する地区社協活動に向けた支援ができているか。

■より多くの地域住民が参加しやすい地区社協活動が運営できているか。

■制度の狭間や地域ニーズに応じた多様なボランティアが創出されているか。

指　標		現状値 （2023（令和５）年度）	目　標
1	**地区社協の共生型サロンの件数**	**３件**	**12 件**
2	**障がいの有無や世代を問わず 交流できる場の件数**	**－**	**10 件**

施策３　地域の支え合いネットワークの推進

現　状

●地域活動団体の助け合い活動は前進

ひとり暮らし高齢者や地域で孤立する人が安心して生活できるように、地区社協、老人クラブ※、町内会、高齢者サロン等では、安否確認や防犯も兼ねた住民主体の見守り活動を行っています。地域の実情に応じて、新聞などの溜まり状況の確認や地域の発行物を配達しながら声かけを行う活動など、さまざまな見守りのかたちが生まれています。

コラム　東部中学校区まもり隊の取組み

地域包括支援センター東部では、東部中学校区の商店や医療機関、介護施設などに、お客さんや近所の人で「心配な人」「気になる人」がいた際に、連絡をいただくように見守り協力を依頼しています。以前は、「高齢者まもり隊」として高齢者に関する相談を中心に対応していましたが、2023（令和５）年度からは、名称を「東部中学校区まもり隊」に変更し、障がいや生活困窮などの複合的な生活課題を抱えている人からの相談にも応じています。

「東部中学校区まもり隊」は利用客等の世代を問わず、広く地域の店舗等から見守りの協力を得ており、111か所で見守り活動を実施しています。金融機関から「通帳をよくなくしている」、「以前はできていた支払い手続きができなくなっている」といった連絡を受け、本人を訪ねると、認知症の症状があり、必要な支援につなげた事例もありました。

また、相談先の電話番号を記載した持ち運び可能なカードも新たに一部の協力機関に設置し、民生委員・児童委員にも配付することで、さらに当事者を相談につなげやすくする工夫をしています。

この活動は他の地域包括支援センターでも広がっており、東部中学校区まもり隊の他に柏原、味美・知多（一部地域除く）、高森台・石尾台の３地区でも協力機関と連携した見守り活動が実施されています。今後も引き続き、地域による見守りのしくみを広く地域関係者や地域住民に周知し、地域包括支援センターに相談が入りやすい体制づくりを強化し、協力機関や近隣の店舗同士で支援ができるしくみづくりに取り組んでいきます。

協力機関

- 商店　等　…　54件
- 病院、薬局　等　…　31件
- 金融機関、新聞店　等　…　13件
- 介護施設　等　…　12件

（出典：地域包括支援センター東部）

※**老人クラブ**：地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らのいきがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。

● 地域見守りネットワーク

本市では、「地域見守りネットワーク」として、新聞販売店や宅配業者等の協定締結事業者が業務活動中に地域住民の異常を察知したときに、市や消防、警察などへ通報し、受信者等が必要に応じて安否確認を行う取組みを実施しています。

また、民生委員・児童委員も、担当の区域において高齢者や障がいのある人への安否確認や見守り、こどもたちへの声かけなどを行っており、ポストに溜まったままの新聞や、同じ洗濯物が干されたままになっているなど、安否が心配される状況を見かけたら、市に連絡をいただいています。

地域の事業者や住民の見守りによる通報件数の実績は、年間100件を超えています。

図表 26　地域見守りネットワークによる異常発見から安否確認、支援までの流れ

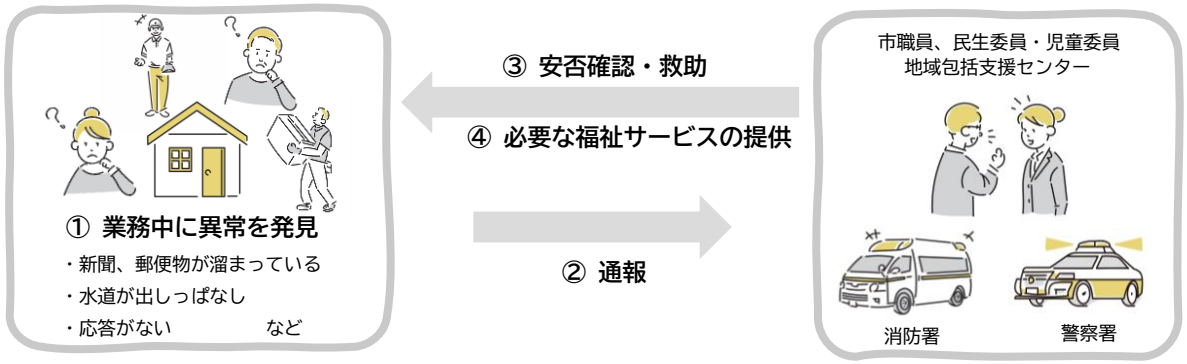

● 災害時の共助の取組み
～自分たちのまちは、自分たちで守る～

我が国は地震大国ともいわれており、本市も大規模な震災に見舞われる恐れを否定することはできません。2024（令和６）年８月には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、この地方でも地震に対する意識が高まったことは記憶に新しいところです。

大地震による被害を受けた場合は、東日本大震災や能登半島地震など、過去の事例からも行政の対応が行き届かず、救助や支援が滞ることが予測されます。1995（平成７）年１月の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約８割が家族や地域住民によって救助されており、大切な命を守るためにも、「自分たちのまちは、自分たちで守る」意識が重要です。

本市では、地域の防災力の強化に向け、住民同士の助け合いのさまざまな取組みを支援しています。

多くの地域で、区や町内会、自治会などを基本の単位とする「自主防災組織」が作られており、住民同士の助け合いにより、発災時に円滑に防災活動を行えることを目標に、防災マップの作成や防災訓練、危険な箇所の点検・確認などを実施しています。本市ではこうした取組みに対し、防災倉庫の整備やヘルメットなどの資器材の貸与、地域の備えに対する補助金の交付、防災訓練指導などの支援を行っています。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、地震や風水害などの災害時に自力で避難が困難な人について、町内会を中心に、地域の支援者や民生委員・児童委員などと連携し、情報を共有することで、迅速に避難支援ができるようにするため、災害時要援護者支援制度を実施しています。

図表 27　災害時要援護者支援制度のしくみイメージ

今後やるべきこと

●こどもから高齢者まですべての世代の地域見守り体制の強化
●災害時の住民同士の助け合いのしくみの強化
●災害時要援護者の把握や支援体制の整備

具体的な取組み
～施策３　地域の支え合いネットワークの推進～

1　民生委員・児童委員の活動支援

地域での見守り活動や生活支援活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員の活動を支援します。

- 民生委員・児童委員協力員制度※の推進

2　見守り活動の強化

高齢　障がい　こども

こどもの安全・安心の確保や、ひとり暮らし高齢者などの社会的孤立や虐待などを防ぐため、地域住民や学校、民間事業者、民生委員・児童委員、警察などと連携し、地域の見守り体制を強化します。

- 春日井市地域見守りネットワークの推進
- 行方不明となった認知症の症状がある人を早期発見できるしくみづくりの推進

※**民生委員・児童委員協力員制度**：民生委員・児童委員の指導のもと民生委員活動の補佐・協力を行う制度。

３　地域の防災力の強化

高齢　障がい

災害時の住民同士の助け合い活動を推進するため、地域の防災体制やしくみを強化します。

- 自主防災組織の支援
- 災害時要援護者の避難支援
- 個別避難計画の策定の推進

進行管理の視点

■民生委員・児童委員の活動支援が行われているか。
■地域の見守りネットワークが構築できているか。
■災害時に機能するしくみの強化が図られているか。

	指　標	現状値（2023（令和５）年度）	目　標
1	地域見守り活動に関する協定締結事業者数	39 件	44 件
2	個別避難計画※の策定件数	22 件	100 件

※**個別避難計画**：災害時の避難に支援が必要な災害時要援護者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画。

施策４　多様な社会参加の促進と居場所づくり

現　状

● 孤独・孤立の状況　～孤独や孤立を感じることがある人は４割程度～

孤独・孤立と死亡率との関係性を調べた調査では、社会的な交流のない人は、ある人に比べて早期死亡リスクが50%も高くなるといわれています。また、当事者の健康を損ねるだけでなく、自殺や犯罪、ごみ屋敷、8050問題などの一因となるともいわれています。

内閣府の調査によると、孤独感を感じることが「しばしばある・常にある」と答えた割合が20歳代～50歳代で高くなっています。また、全体で4割程度の人が孤独を感じたことがあると回答しています。

孤独感に影響を与えたと思う出来事は、「家族との死別」が23.3%、「一人暮らし」が19.5%、「心身の重大なトラブル」が15.5%となっており、原因はさまざまです。

図表 28　孤独を感じたことがあるか

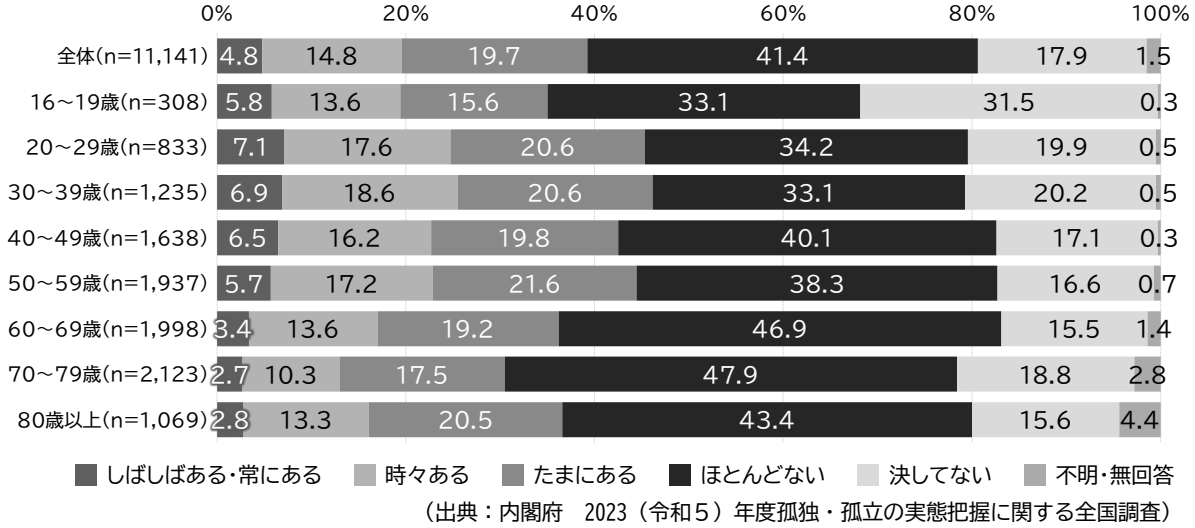

（出典：内閣府　2023（令和５）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）

図表 29　孤独感に影響を与えたと思う出来事

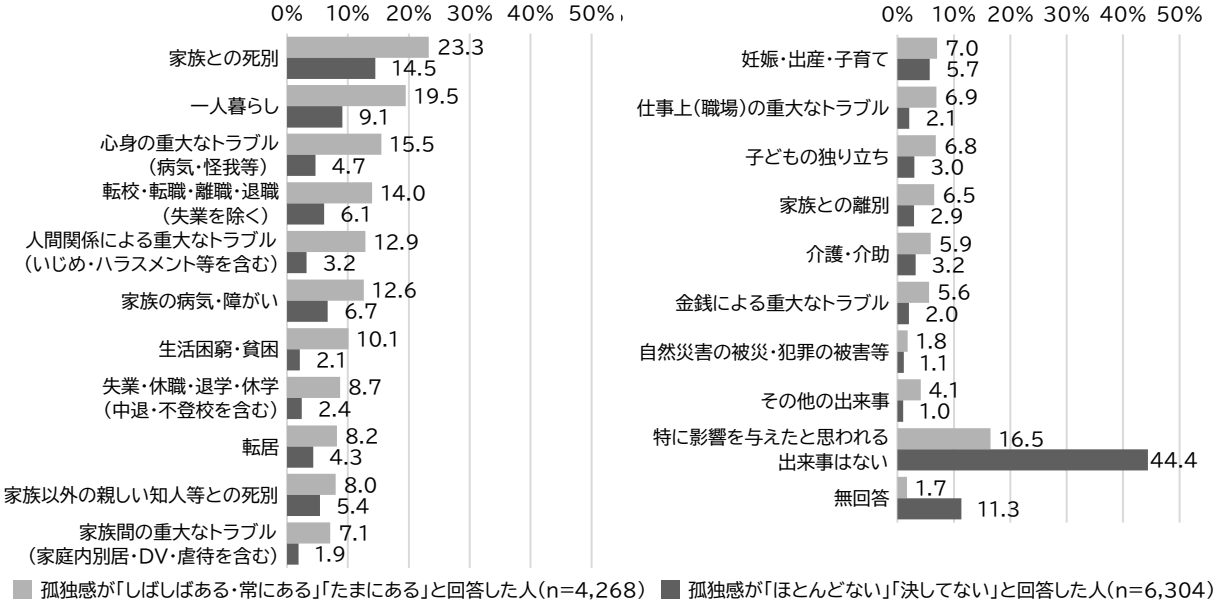

（出典：内閣府　2023（令和５）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）

● 居場所づくりの取組み

市内では、ひきこもりの人の社会参加の支援に取り組んでいる事業者や団体が増えつつあります。

また、本市では、市社会福祉協議会や地域住民などと連携した居場所づくりの取組みを進めており、2024（令和6）年度からは、居場所づくりと就労支援を一体的に実施する取組みを開始しました。

コラム　居場所づくりプロジェクトの取組み

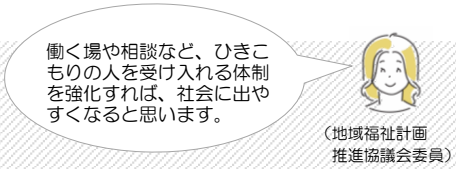

本市と市社会福祉協議会では、障がいのある人やひきこもりの人など、生活に生きづらさを抱えている人が、居場所と役割を持つことができるように、「居場所づくり」の試行的な取組みを進めています。

市内でひきこもりの人などの居場所づくりに取り組んでいる団体にヒアリングしたところ、取組みの継続には、場所・財源・人材が不可欠であることがわかりました。また、そうした居場所があっても、当事者が自ら参加することは難しい現状です。

そこで、地域福祉コーディネーターの人的なネットワークを活用し、サロンや地域食堂などの既存の地域活動と対象者のマッチングに取り組むこととしました。

調理が得意なＡさんは、地域食堂の協力により、市社会福祉協議会の職員が付き添って、スタッフとして月１回のペースで参加しています。また、ビーズアクセサリーが得意なＢさんは、地域の作品展に出展したことをきっかけに、高齢者サロンなどでアクセサリー作りの講師をするようになりました。

これらの取組みを通じて、個別性の高い対象者のニーズに合った居場所や協力者を発掘することで、多様な社会参加の可能性を拡げることや、人と地域のつながりや社会参加を定着させるためには、伴走的な支援が欠かせないことがわかりました。

今後は、個々のニーズに対応した居場所を創出するとともに、地域の多様な主体が伴走者として参画し、自主的かつ持続するしくみづくりを進めていきます。

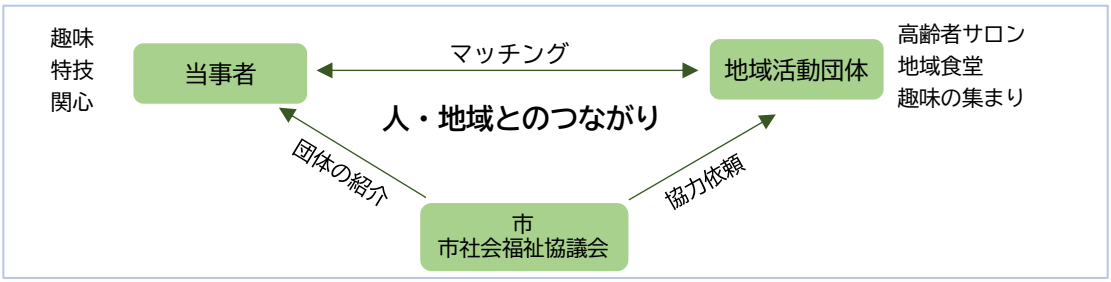

今後やるべきこと

●安心できる居場所の確保
●参加支援の取組みの推進
●地域における包括的な支援体制の推進

具体的な取組み
～施策４　多様な社会参加の促進と居場所づくり～

1　伴走支援の担い手づくりや発掘

地域福祉コーディネーターを活用し、不登校やひきこもりなど、孤立状態にある人の社会参加に伴走する人材の養成やマッチングなどの支援を行います。

- 伴走支援の担い手づくりや発掘

2　つながりづくりプラットフォームの構築

孤独・孤立の予防と解消をめざし、地域の多様な主体によるプラットフォーム（関係づくり・共創の場）を構築します。

- 地域住民や関係団体が参画するプラットフォームの構築

図表 30　つながりづくりプラットフォームのイメージ

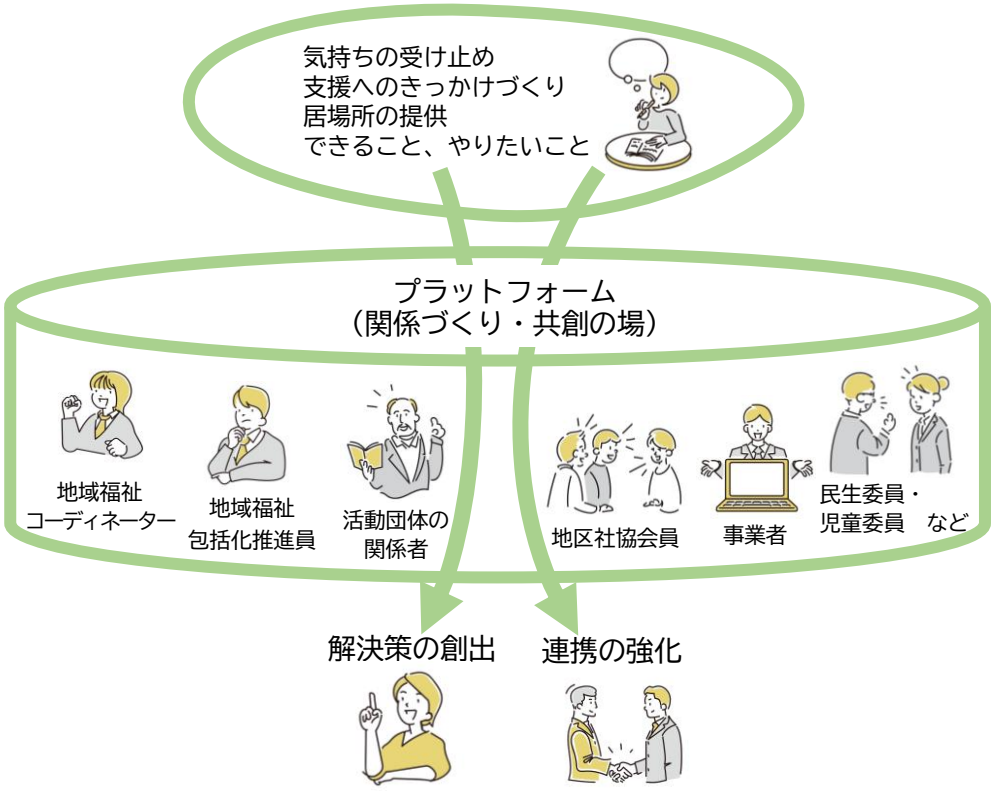

コラム　藤山台・岩成台のプラットフォームの取組み

本市では、2023（令和５）年度から内閣府の「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用し、モデル地区として藤山台・岩成台地区で、居場所づくりに取り組んでいる活動者や地区社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO法人、地域福祉コーディネーターなどが、官民連携によるプラットフォームの構築に取り組みました。

藤山台・岩成台プラットフォームのメンバー

居場所づくりの活動団体	ＵＲ生活支援アドバイザー
まちづくり会社	社会福祉法人
コミュニティナース※	地域福祉コーディネーター
地区社協	民生委員・児童委員
ＮＰＯ法人	市職員
地域福祉包括化推進員	

プラットフォームでは、居場所づくり・地域づくりの視点から、それぞれの団体が地域でできることを話し合い、相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、相談支援機関や図書館、本市の関係部署などに設置しました。また、当事者が想いや出来事を書き込んで人とのつながりを感じることができるノート「ぷらっと」を作成し、参加団体を中心に店舗など11か所に設置しました。

2024（令和６）年度も、モデル地区を選定し、市内全域にプラットフォームを拡げることをめざし、地域の特性に応じた取組みを推進していきます。

3　新たな場の創出

高齢　障がい

孤立状態にある人が安心して参加できる場と機会を創出します。

- 社会参加ができる場や機会、役割の創出

4　多様な就労機会の確保

高齢　障がい　こども

働く意欲がありながらも、就労への不安がある人などが、就労に向けた準備や体験ができる場を充実させます。

- 個々のニーズにあった多様な就労準備の支援
- 中間的就労の場の提供

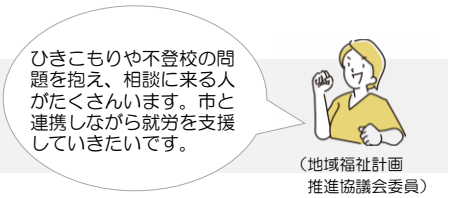

※**コミュニティナース**：施設や病院ではなく、地域の中で日常的に住民と関わり、健康増進や地域のコミュニティ活動を支援する看護職者のこと。

進行管理の視点

■社会参加が難しい人に伴走する地域の支援者の育成が進められているか。

■プラットフォームにおいて、関係性の構築や地域住民の意識行動の変化がみられるか。

■多様な居場所や役割の創出ができているか。

指　標		現状値 （2023（令和５）年度）	目　標
1	つながりづくりプラットフォームが設置された件数	１件	４件

施策５　当事者参加と相互理解の促進

現　状

● 認知症高齢者に対する支援の輪の広がり

認知症高齢者は増加傾向（P7参照）となっており、今後もこの傾向は続く見込みです。一方で、支援の輪も広がりつつあります。本市では認知症サポーターの養成や認知症カフェの登録など、認知症になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域づくりを推進しています。認知症サポーター養成講座の受講者数は延べ23,000人を超えており、認知症カフェも30か所を超えています。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の症状がある人やその家族を見守る地域住民。
本市で養成講座を開催。

おれんじプラスカフェ（認知症カフェ）

認知症の症状がある人やその家族、地域住民の誰もが気軽に集い、相互交流、情報交換などを行うことができるカフェ。
2024（令和６）年10月現在で市内に36か所。

家族介護者支援センター

介護相談や関係機関のコーディネート、認知症カフェの運営支援を行う機関。
2024（令和６）年10月現在で市内に１か所。

コラム　認知症当事者の集まりの場

春日井市の総人口に占める高齢者の割合は約４人に１人ですが、私が担当する地域では、約３人に１人となっており、地域全体が認知症を身近な問題・我が事だと強く捉えています。

サロンなど地域の集まりの参加者にも、年々、認知症の症状がある人が増えており、活動の開催日時を忘れてしまったり、参加申し込みしたことを忘れてしまうことがありますが、開催日の数日前から声掛けをしたり、当日にお迎えに行くなどの対応により、継続して参加できる運営がされています。当事者の中には、「家に帰れるか不安」、「周りの反応が変わってしまったらどうしよう」などの不安を感じている人もいますが、仲間の声掛けや特別扱いしない対応により、「今日も変わらず行く場所があるのはありがたい」、「自分の話ができて嬉しい」などサロンの活動が当事者の安心に繋がっています。

地域包括支援センターでは、「認知症になっても暮らし続けられるまちづくり」を広げるため、地域住民に向けて認知症に関する勉強会を実施し、認知症の理解が進むような働きかけを行っています。

サロンを主催する活動団体の人からは、「認知症はみんながたどる道。やれることはやっていきたい」、「認知症だからと差別することなく、分け隔てなく参加してもらっている」などの声があり、認知症を抱える人を理解し、支えることができる体制が進みつつあります。

（地域包括支援センター高森台・石尾台　前田さん）

● ほとんどの人が障がいを理由とする差別や偏見があると感じている

市民へのアンケート結果によると、依然として９割以上の人が差別を感じています。

市社会福祉協議会では、福祉共育※に取り組み、児童・生徒が高齢者や障がいのある人の生活の不安や悩みを知るとともに、いきいきと暮らしている人との交流を通じて学び合いながら、高齢者や障がいのある人などへの理解と福祉意識を高めることをめざしています。

図表 31　障がいに対する差別や偏見の有無

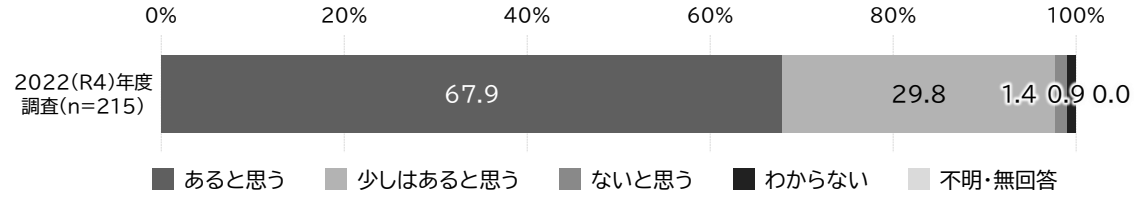

（出典：障がい者総合福祉計画アンケート調査）

図表 32　市社会福祉協議会の福祉共育の取組み（体験授業）

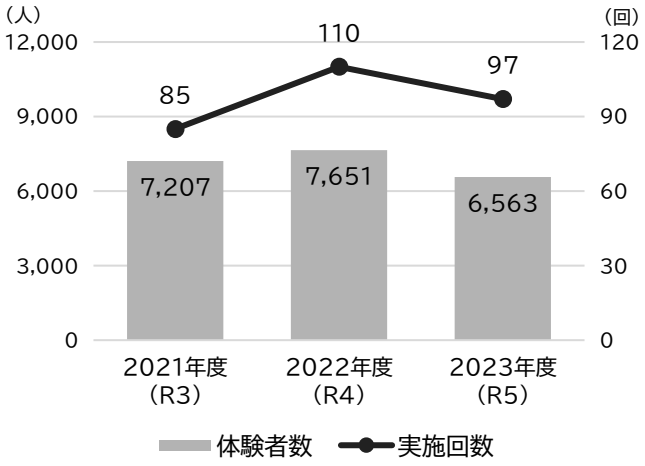

（出典：市社会福祉協議会調べ）

福祉共育の取組み（体験授業）

- ●車椅子
- ●ガイドヘルプ
- ●手話
- ●シルバー疑似体験
- ●要点筆記
- ●知的障がいに関する講義
- ●点字
- ●視覚障がい当事者講話
- ●盲導犬
- ●認知症の理解
- ●子育て疑似体験

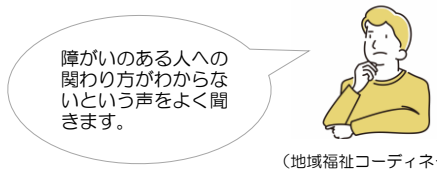

（地域福祉コーディネーター）

今後やるべきこと

- ●高齢者や認知症に対する正しい理解の促進
- ●障がいのある人への偏見や差別の解消
- ●当事者の想いが伝わる機会の提供

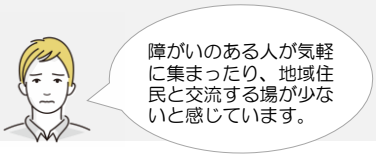

（障がい者生活支援センターの相談員）

※**福祉共育**：「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人とこども、地域住民が共に学び合い、共に育ち合うこと。

具体的な取組み
～施策５　当事者参加と相互理解の促進～

1 当事者の想いを発信する取組みの推進

障がい

認知症や障がいのある人が自らの経験や日常生活での想いを発信する取組みを推進します。

- 当事者同士の意見交換の機会を創出
- 当事者の想いを発信する場を創出

コラム　精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」

精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」では、こころの病をもった人々の居場所づくりとして、「かたつむりの里」と「語り場」を運営しています。

「かたつむりの里」では、当事者が気軽に過ごせる居場所を提供しており、おしゃべりやゲーム、季節の行事等で交流を楽しんでいます。参加者の中には、10 年以上継続して参加している人もおり、今では、新たな参加者と積極的にコミュニケーションをとる姿もみられます。

「語り場」は、日頃の疑問や困りごとなどをテーマにして、当事者同士で意見を出し合う、ディスカッションの場となっています。

今後も、「いつでも帰ってくることのできる、いつまでも変わらない居場所」としての役割を継続できるように、心がけていきます。

（精神保健福祉ボランティアグループ「かたつむり」　浅井さん）

2 福祉共育の推進

高齢 障がい こども

自分自身が価値ある存在であることや命を大切にすることを学び「共に生きる力」を育むことをめざし、学校や地域における福祉共育を推進します。

- 学校や地域における福祉体験学習の推進
- 青少年ボランティアスクール等の各種講座の開催

3 相互理解に向けた周知・啓発活動の推進

高齢 障がい

多様な機会や場を活用して、認知症や障がいの理解促進に向け、幅広い情報を周知・啓発します。

- 認知症や障がいについての理解促進

進行管理の視点

■当事者発信の場が継続的に運営できるしくみづくりがされているか。

■より多くの地域住民が、福祉共育に参加し、理解を進められているか。

■認知症や障がいなどの理解促進に向けた、多様な情報を発信する機会を創出しているか。

指　標		現状値 （2023（令和５）年度）	目　標
1	**認知症サポーター養成講座の受講者数**	**延べ 23,023 人**	**延べ 30,000 人**

施策６　包括的な相談支援体制の強化

現　状

● 各分野の相談支援体制は充実

■ 高齢者の相談

高齢者の相談は、主に地域包括支援センターが担っています。

相談件数は年々増加傾向であり、2023（令和５）年度は、36,201件の相談を受け付けました。

相談内容は、介護保険に関することが半数以上を占めています。

図表 33　各地域包括支援センターへの相談件数の推移

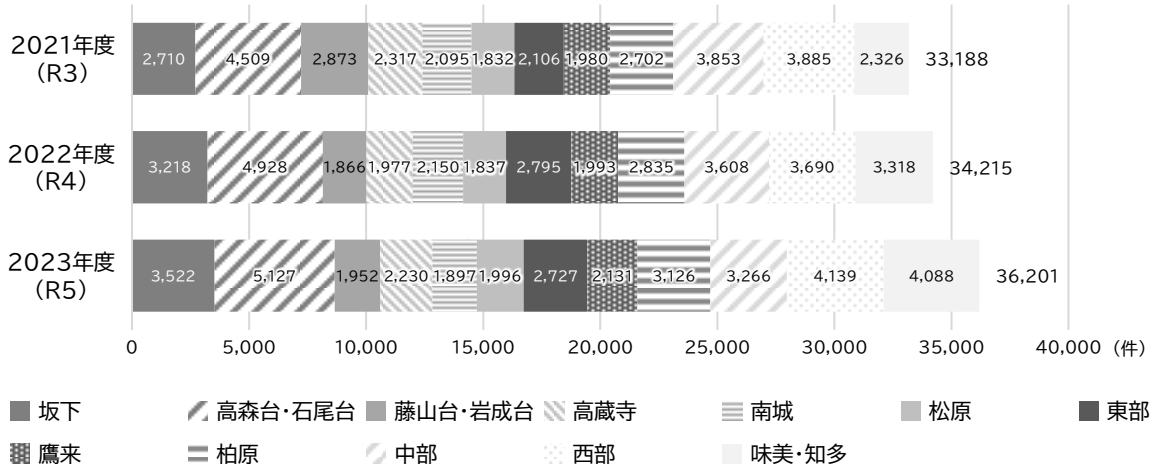

（出典：地域共生推進課調べ）

■ 障がいのある人の相談

障がいのある人の相談は、主に障がい者生活支援センターや基幹相談支援センターが担っています。

相談件数は増加傾向であり、2023（令和５）年度は、10,776件の相談を受け付けました。

主な相談内容は、福祉サービスの利用や健康、医療に関することとなっています。

図表 34　障がい者生活支援センター等への相談件数の推移

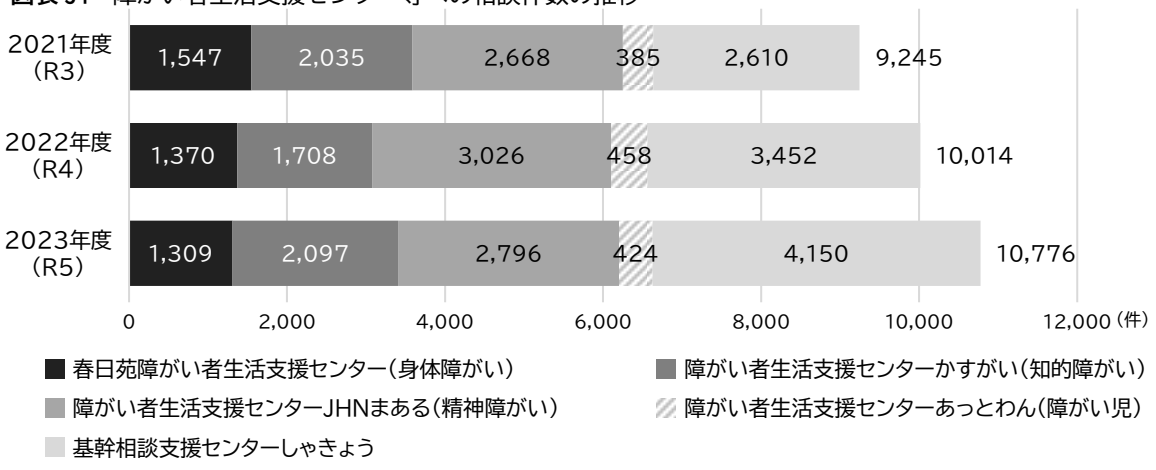

（出典：障がい福祉課調べ）

■ こども・子育てについての相談

こども・子育てについての相談は、こども家庭センターや市内の子育て支援・教育施設などで実施しています。相談件数は減少傾向にあり、2023（令和５）年度は5,585件の相談を受け付けました。

主な相談内容は、児童虐待に関することや家庭児童に関することとなっています。こども家庭センターでは妊産婦、乳幼児に関する相談や健康相談、乳幼児健康相談も受け付けています。

図表 35　こども分野の相談件数の推移

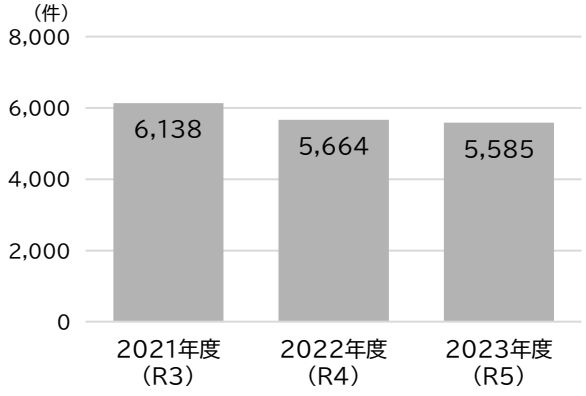

（出典：市民生活課調べ）

■ 生活困窮についての相談

生活困窮についての相談は、主に自立支援相談コーナーが担っています。

相談件数は2021（令和３）年度から2022（令和４）年度にかけ、257件増加していますが、2023（令和５）年度にかけては、632件減少しており、1,855件の相談を受け付けました。

主な相談内容は、収入、生活費に関する相談や仕事探し、就職に関することとなっています。

図表 36　自立支援相談コーナーへの相談件数の推移

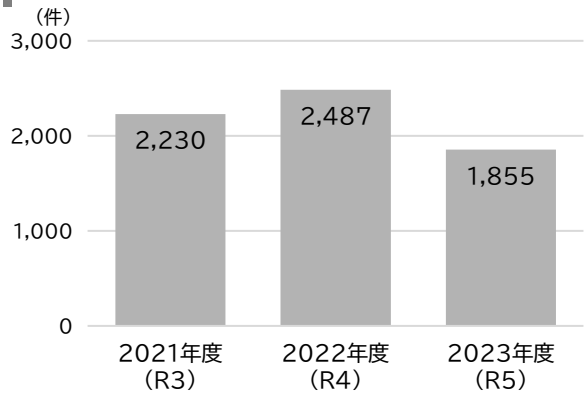

（出典：地域共生推進課調べ）

■ 外国人の相談

外国人の相談は、主に市民相談コーナーが担っています。

相談件数は減少傾向にあり、2023（令和５）年度は、66件の相談を受け付けました。

主な相談内容は、年金・税金に関することや医療に関することとなっています。

図表 37　外国人の相談件数の推移

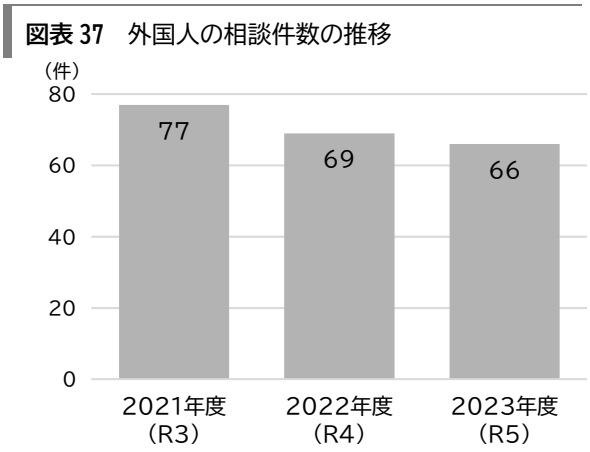

（出典：市民生活課調べ）

● 更生保護活動の状況

保護司は、月に２～３回程度、保護観察対象者と面接を行い、保護観察中の指導や就労の援助、本人の悩みに対する助言などを行っています。本市では、総合福祉センターに更生保護サポートセンターを設置し、保護観察対象者との面接会場としても活用していますが、総合福祉センターから遠い地区での面接会場の確保が難しい状況です。

また、本市の保護司の人数は、2019（令和元）年度以降減少傾向が続いており、国で定める定員に対する充足率も2024（令和６）年度で79%となっています。さらに高齢化も顕著であり、保護司の安定的な確保が困難となっています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障がいのある人など福祉的支援が必要な人もおり、保護司が対応を難しく感じることもあることから、こうした人に対する関わり方や支援を行う窓口の情報などを提供する必要があります。

図表 38　保護司の人数及び充足率の推移

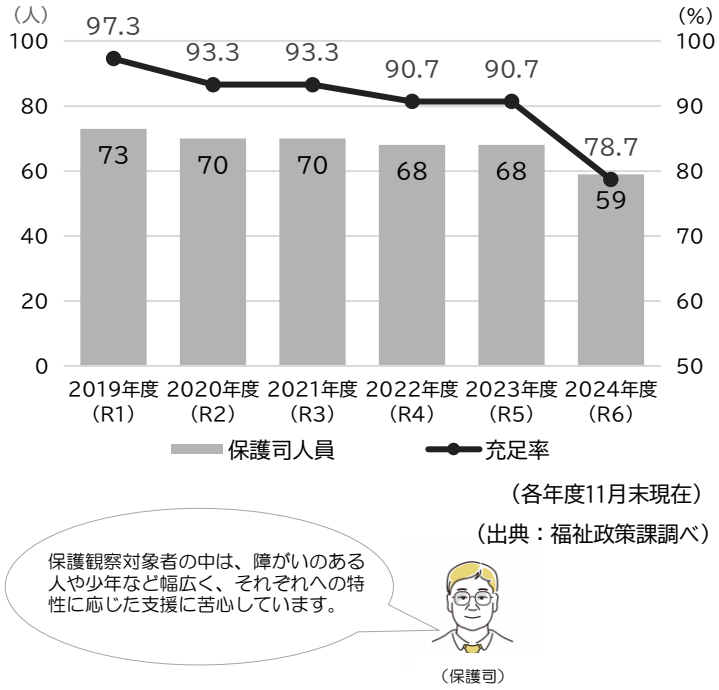

（各年度11月末現在）

（出典：福祉政策課調べ）

● 刑務所出所者等の一定数は帰住先や就労先がない状況

刑務所出所時に帰住先がない人や保護観察終了時に就労先がない人は、一定数いる状況です。

再犯防止推進白書によると、2021（令和３）年度では、16.0%の人が刑務所出所時に帰住先がない、24%の人が保護観察終了時に無職であるとされています。

図表 39　刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移（全国）

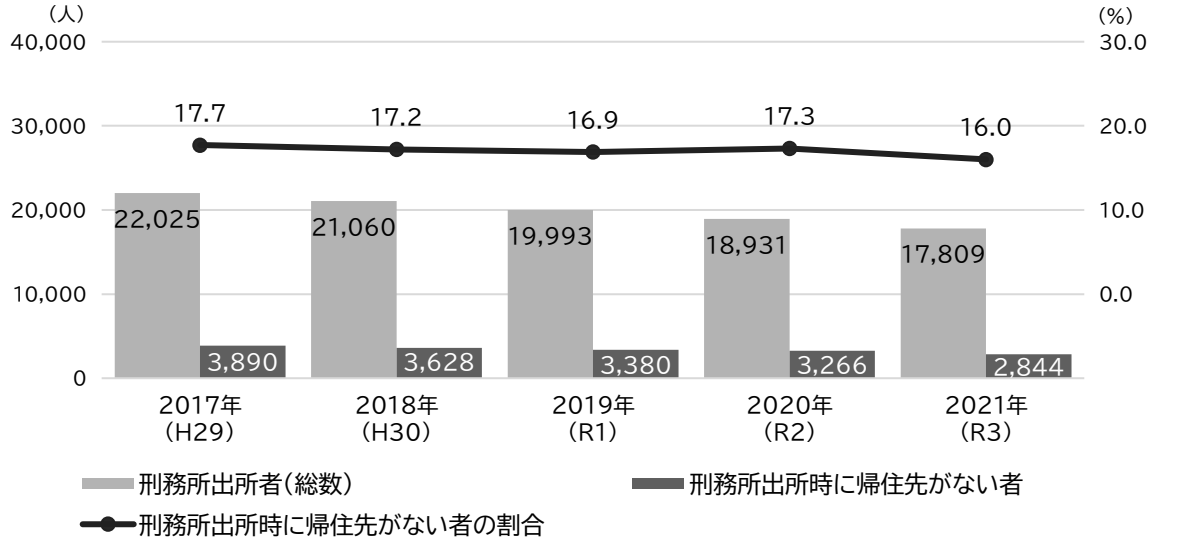

（出典：法務省　2022（令和４）年度再犯防止推進白書）

図表 40　保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（全国）

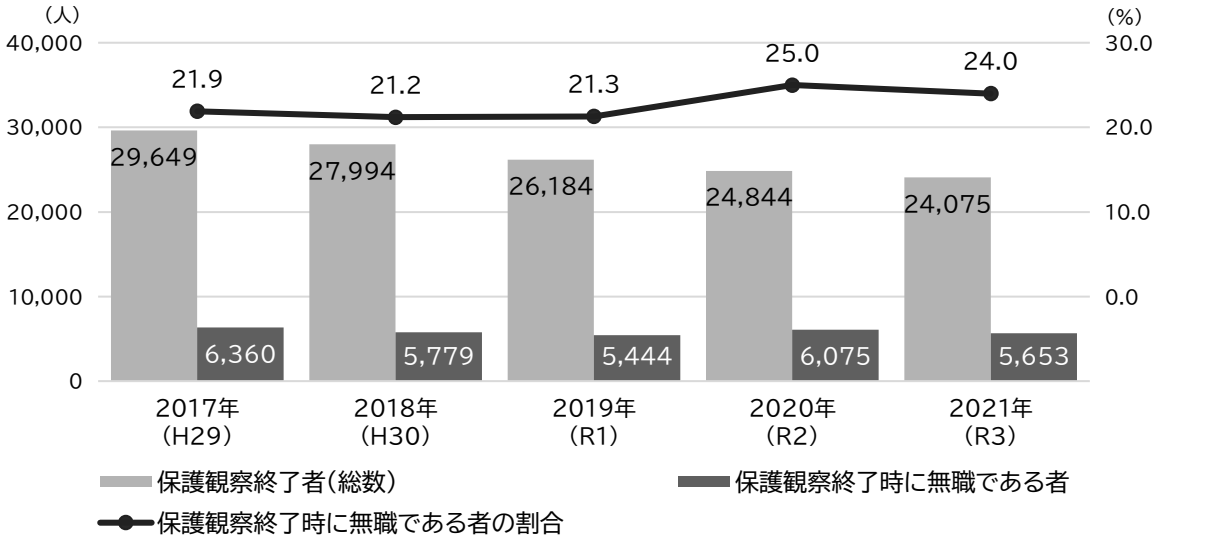

（出典：法務省　2022（令和４）年度再犯防止推進白書）

コラム　協力雇用主会による社会復帰の支援

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立や社会復帰を支援するため、犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主会の活動が進められています。本市の雇用主会には、43件の事業者の登録があります。（2024（令和６）年10月現在）

「この会社に入社して」

私がＡ社にお世話になり、はやくも５年が経ちました。

私は19歳の時に非行を犯して少年院に入ることになりました。20歳の時に出院しましたが、その時、少年院の先生に、いくつかの協力雇用主会の企業の紹介を受けました。その中で、Ａ社の作業内容が自分に合っていると思い、面接を受け入社を許可されました。

最初は早く仕事を覚えなければというプレッシャーから、焦ってミスをして先輩方に迷惑をかけ、つらい思いをしたことも何度かありました。その度に、先輩方が時に厳しく、時に優しく指導をしてくださり、なんとか乗り切ることができました。

５年間を経て、私にも後輩ができました。今は、後輩から頼られる立場になりつつあります。少しずつですが、人から頼られ信用されるようになったことをうれしく思います。

あらためて、Ａ社に入社できて良かったです。この会社に入って多くのことを学びました。この５年間が無駄にならぬよう、仕事やプライベートを充実させていきます。

協力雇用主会の一員であるＡ社（仮称）で働いている若者から寄せられた文章

今後やるべきこと

●支援を必要とする人や支援を拒否する人（セルフネグレクト）を早期発見し、支援につなげる体制づくり
●多分野の相談支援機関の情報共有の推進と連携の支援
●多分野の相談支援機関が分野を越えた視点を持ち、世帯全体の生活課題を把握する機能の強化
●再犯を防止する環境づくり

具体的な取組み
～施策６　包括的な相談支援体制の強化～

1　支援会議※の推進

高齢　障がい　健康　こども　男女共同

個々の事案に関する情報の共有、複合的な生活課題の解決、予防的な支援体制の構築を推進します。

- 支援会議における効果的な情報共有の推進
- 多職種・多機関連携の促進

図表 41　支援会議を活用したチーム支援のイメージ

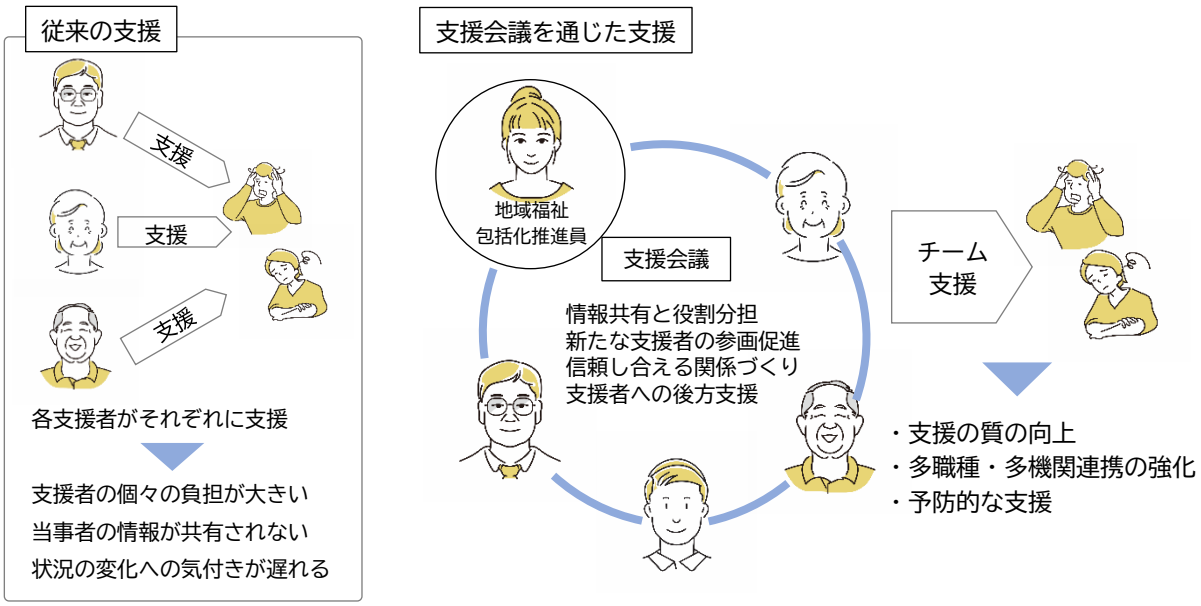

※**支援会議**：各分野の相談支援機関や地域福祉コーディネーターなどの関係機関等が、それぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における予防的な支援体制を構築するために開催する会議。

2　多分野の相談支援機関の連携強化

高齢　障がい　健康　こども　男女共同

多様化・複雑化する地域生活課題に迅速かつ包括的に対応するため、多分野の相談支援機関の連携を強化します。

- 地域支援研究会※を通じた人材育成と支援体制整備の検討
- 多機関協働の専門職合同研修会の実施
- 相談支援窓口の連携強化（総合的な福祉拠点の整備）

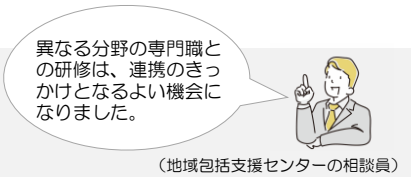

（地域包括支援センターの相談員）

3　支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働

高齢　障がい

相談支援機関と地域福祉コーディネーターの連携により、地域の居場所づくりを推進し、相談支援体制や見守り体制を強化します。

- 潜在的な生活課題を抱えている人へのアウトリーチ支援※

図表 42　アウトリーチ支援のイメージ

地域活動団体等が必要な情報や支援が届いていない人を発見し、支援機関などにつなぐとともに見守ります。

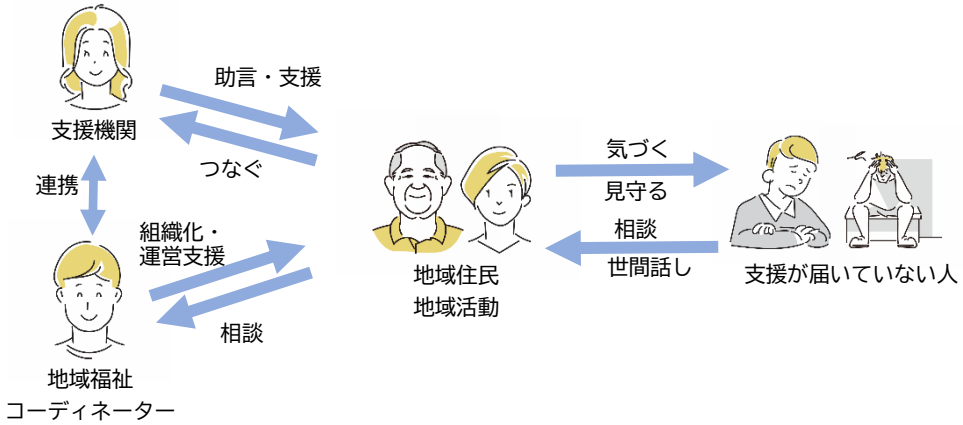

4　更生保護活動の支援

保護区保護司会、更生保護女性会などの各種更生保護団体の活動を支援します。

- 保護観察対象者との面接会場の確保など更生保護活動がしやすい環境の整備
- 保護司の安定的な人員確保に向けた協力
- 社会を明るくする運動の推進

※**地域支援研究会**：行政と民間の相談支援機関の実務者で構成され、地域支援に求められる能力開発と包括的な支援体制を検討する研究会。
※**アウトリーチ支援**：必要な情報や支援が届いていない人に支援機関と地域住民が連携しながらアプローチして支援を行うこと。

5　社会復帰に向けた多様な支援の確保

障がい

社会復帰をめざす人に、その人に応じた適切な支援を提供できるように、多様な支援の確保を進めます。

- 生活基盤の安定に向けた就労や日常生活の支援
- 住宅確保要配慮者※への住まい確保の支援

図表 43　施策６のイメージ

相談支援と地域支援を一体的に推進するため、多機関協働の取組みをそれぞれの支援ネットワークに還元することで、重層的かつ包括的な支援ネットワークを構築します。

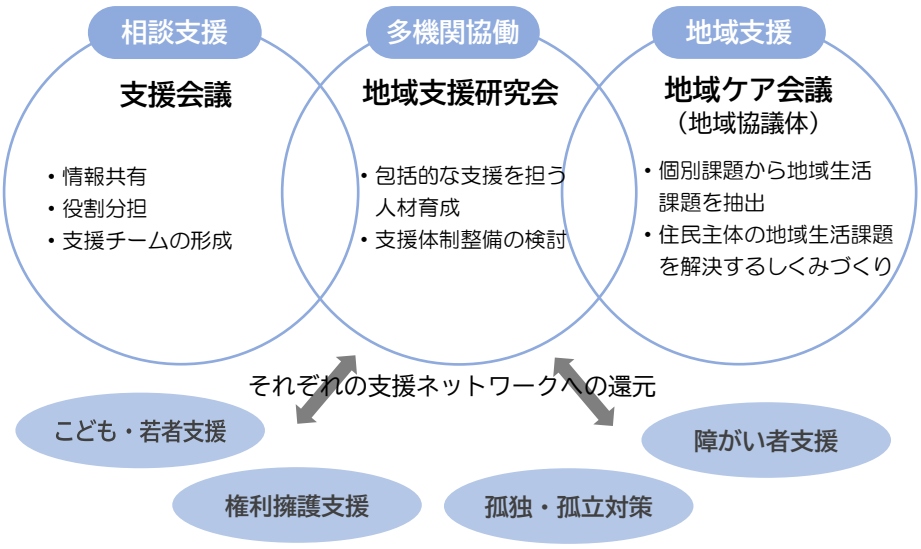

進行管理の視点

■多様化・複雑化する課題に包括的に対応できる、多機関の円滑な連携が図られているか。
■潜在的な困りごとや生活課題を抱える地域住民を発見するための取組みやしくみづくりが進められているか。
■支援者を支援するネットワークや取組みが進められているか。

	指　標	現状値（2023（令和５）年度）	目　標
1	多機関協働の専門職合同研修会の修了者数	延べ 99 人	延べ 220 人

※**住宅確保要配慮者**：低額所得者や被災者、高齢者、障がいのある人、こどもを養育している人、住宅の確保に特に配慮を要する人。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）参照）

施策 7　総合的な権利擁護支援の推進

現　状

●　成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を擁護するために選任された援助者により、本人を法律的に支援する制度です。我が国の成年後見制度の利用者数は、増加傾向になっています。

図表 44　成年後見制度の概要

区　分	概　要	後見開始の申し立てることができる人
法定後見制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの制度がある。	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活や療養看護、財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者

●　高齢者・障がい者権利擁護センターの状況

高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関です。認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげるなど、総合的な権利擁護支援を行っています。

図表 45　権利擁護センターへの相談件数の推移

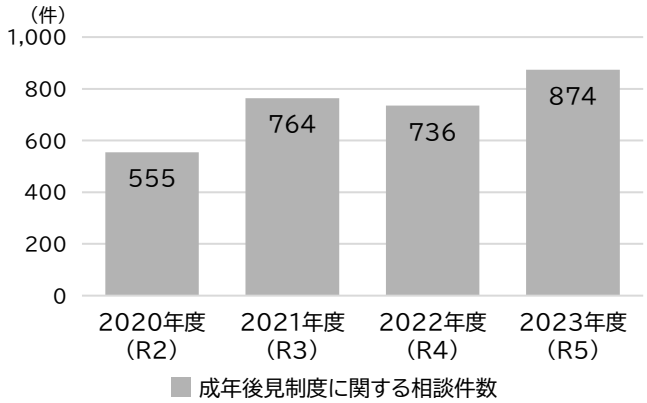

権利擁護センターの業務内容

- 市民後見人候補者育成研修の開催
- 市民後見人への定期的な面談や契約などの手続き時の同行支援
- 成年後見制度の理解促進や普及・啓発
- 日常生活自立支援事業の実施
- 終活サポートの実施

認知症高齢者が増加するなど（P７参照）成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはさらに増大する見込みであり、今後、権利擁護センターの役割がより一層重要になることが予想されます。

●　市民後見人の状況

2013（平成25）年度から市民後見人候補者育成研修を開始し、2024（令和６）年10月１日現在、46人の市民が育成研修を修了しています。そのうち44人が市民後見人に登録し、実際に11人が後見人として活動しており、徐々に増加しています。

●　日常生活自立支援事業の状況

権利擁護センターでは、市社会福祉協議会の事業として、認知症の症状がある人や知的障がいのある人など、契約などの判断をすることが不安な人が、地域で安心して暮らすことができるようにするため、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理、重要な書類等の預かりサービスを行っており、2023（令和５）年度は46人が利用者として登録しています。

この取組みは、市民後見人候補者育成研修を修了した人が利用者の支援に協力しており、その経験が市民後見人としての活躍の礎となっています。

また、この取組みの利用者は、将来的に成年後見制度を活用する必要性も見込まれることから、利用者への情報提供や見守り支援を行い、必要なタイミングで成年後見制度をスムーズに利用できる体制を整えています。

●　終活サポートの取組み

「終活」は、「人生の終わりに向けた準備」と捉えられることもありますが、自分らしく生きる「これから」を考える活動です。限りある時間を最期まで自分らしく生きるため、エンディングノートなどを作成する権利擁護センターでは、相続や遺言、葬儀、身の回りの家財の処分など、相談内容に応じて、市に登録している終活支援のノウハウを持つ法律の専門家や民間事業者を紹介しています。

●　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本市では、成年後見制度の利用促進と当事者の権利擁護の推進を図るため、2020（令和２）年度から「春日井市権利擁護連絡会議」を設置し、地域における権利擁護支援のネットワークづくりに取り組んでいます。

今後やるべきこと

●さまざまな分野における権利擁護支援と成年後見制度の理解促進
●支援に関わる担い手の育成や支援者の資質向上
●当事者を中心とした意思決定支援や成年後見制度の利用促進
●権利擁護センターの中核機関としての機能強化

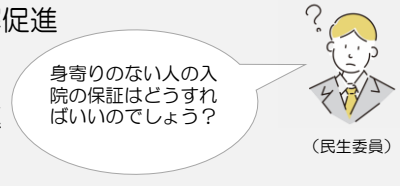

具体的な取組み
～施策７　総合的な権利擁護支援の推進～

1　総合的な権利擁護支援

高齢　障がい

総合的な権利擁護支援を推進するため、成年後見制度以外の権利擁護支援策や終活支援の充実を図ります。また、身寄りのない人等への支援と法人後見の確保に向けた検討を行います。

- 日常生活自立支援事業と終活サポート事業の充実
- 身寄りがない人への支援のあり方の検討
- 法人後見の担い手の育成に向けた検討

2　成年後見制度の運用改善

高齢　障がい

市民後見人の育成・支援や成年後見制度利用支援事業を推進し、成年後見制度の利用を促進します。

- 成年後見制度の理解の促進
- 成年後見制度利用支援事業の利用促進
- 市民後見人の候補者の育成と活動支援

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

高齢　障がい

地域連携ネットワークを推進するため、中核機関の周知と権利擁護支援の理解を図り、地域の多様な主体が参画する連携・協力体制を構築します。

- 権利擁護センターの機能強化
- 専門職や支援者、市民への普及啓発

図表 46　総合的な権利擁護支援の推進

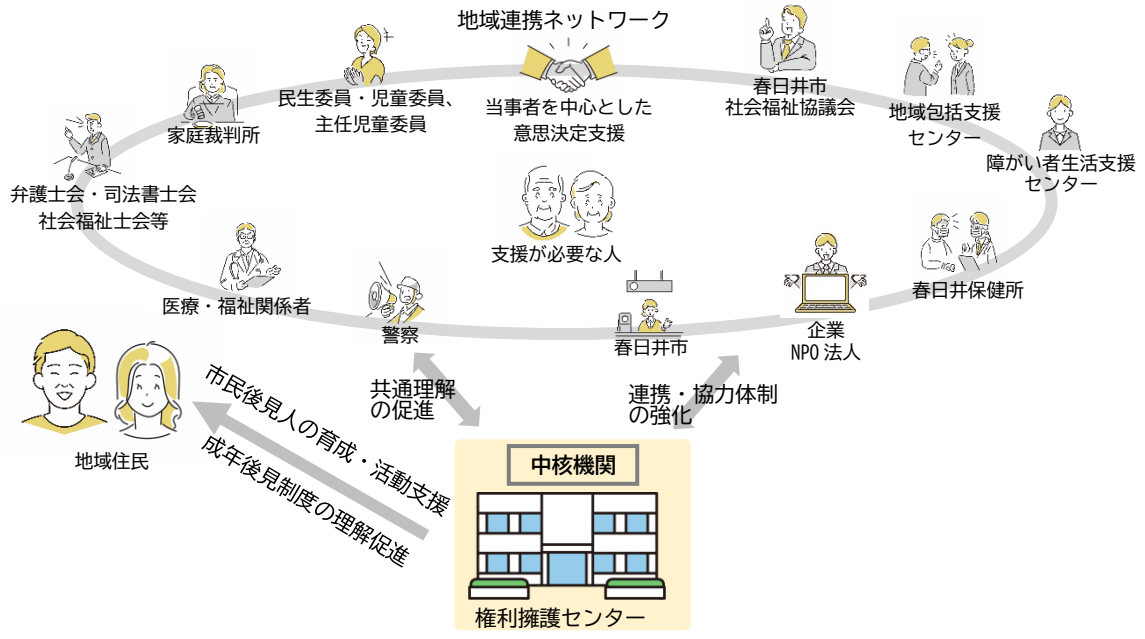

進行管理の視点

■身寄りのない人への支援や法人後見の確保についての検討が進められているか。

■市民後見人候補者の育成と成年後見制度利用支援事業の利用促進が進んでいるか。

■権利擁護センターの機能強化が図られているか。

指　標		現状値	目　標
1	**成年後見人等の選任件数**	**46 件/年** （2023（令和５）年）	**53 件/年**
2	**市民後見人登録者数**	**34 人** （2023（令和５）年度）	**47 人**

施策８　地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進

現　状

●　本市の福祉施策の推進体制

本市では、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援を推進する体制を強化するため、2024（令和６）年度から地域福祉課を再編し、福祉施策の企画や調整など政策立案を担う福祉政策課と、相談支援の現場や地域福祉の体制整備を担う地域共生推進課を設置しました。これにより、地域福祉分野においては、政策立案部門と現場部門の役割分担が明確になり、「いのちと生活を守る」ための組織体制が整えられました。一方で、高齢者の介護・福祉サービスに関することは介護・高齢福祉課が、障がい児・者の福祉サービスは障がい福祉課がそれぞれ所管しており、制度・対象者別の組織体制となっています。

●　地域共生プラン 2025 の策定体制と進行管理

本計画の策定にあたっては、福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の３者が協働で計画案を作成し、地域福祉計画推進協議会において協議を重ねてきました。

地域住民や支援者、支援を必要とする人などの声なき声や切実な願いを反映することを意識しており、地域福祉コーディネーターへのヒアリングを実施したほか、福祉現場の最前線で総合相談と体制整備を担当する地域共生推進課や市社会福祉協議会、障がい者生活支援センターの相談員、こども家庭センターの統括支援員が対話と議論を重ね、それぞれの考え方と意見について、福祉政策課が俯瞰的に整理し、施策に転換する作業に取り組みました。

この作業の過程において、政策立案部門と福祉相談部門の両者が共通の認識と目的に向かって、お互いの立場を理解・尊重しながら合意形成を図るプロセスの重要性が再認識されたところです。

●　プロジェクト活動の状況

本市と市社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に向け、試行的なプロジェクト活動に取り組んでいます。居場所づくりプロジェクトの取組み（P43 参照）のように、一定の成果があったものもありますが、支援ニーズに対する地域の協力体制の構築までに至らずに、進捗していない事例もあります。

試行的なプロジェクト活動を通じて、得られた成果や課題から事業化（プログラム）を検討するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の評価に反映していきます。

●　市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、1979（昭和54）年に法人格を取得した、地域福祉の推進を目的する中核組織であり、自主性と公共性を有する民間組織です。市民を始め民生委員・児童委員や社会福祉事業関係者、保健、医療、教育機関等の参加、協力のもと、地域の多様な主体と連携・協働し、地域の支え合い活動の推進と地域活動の活性化を図り、住み慣れたまちで安心して生活できる地域共生社会の実現をめざしています。

今後やるべきこと

●福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携
●地域共生社会の実現に向けた行政計画の整理
●試行的なプロジェクト活動の推進
●市社会福祉協議会の基盤強化

具体的な取組み
～施策８　地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進～

1　福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携

地域共生社会の実現に向け、各組織の得意分野を活かした連携体制を構築します。

- 三者会議による定期的な情報交換と課題把握・課題解決の検討
- 地域支援研究会の協働運営

2　（仮称）総合福祉計画策定に向けた準備

本計画と高齢者総合福祉計画、障がい者総合福祉計画の統合に向けた準備を進めます。

- 効果的かつ多様な意見集約の方法の検討
- 計画の策定と進行管理体制の検討

3　試行的なプロジェクト活動の推進

本市と市社会福祉協議会が協働で地域の課題や問題を抽出し、関連する地域団体や地域住民と協働し、課題解決に向けた試行的なプロジェクト活動を推進します。

- プロジェクト活動の推進

図表 47　プロジェクト活動のイメージ

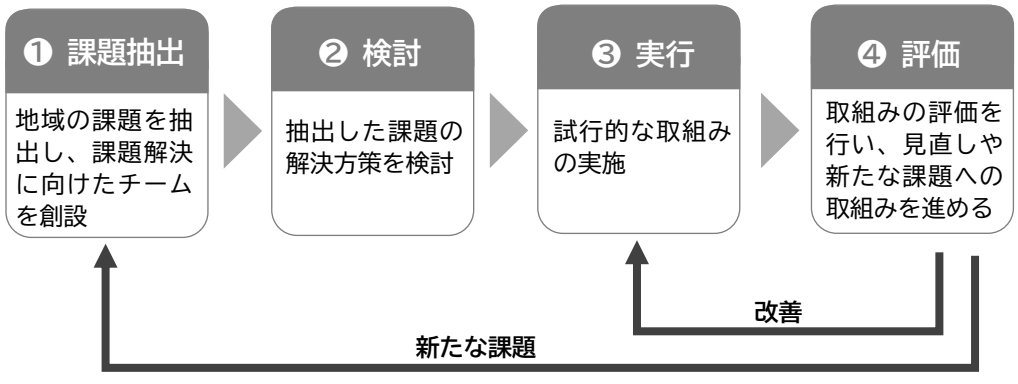

4　市社会福祉協議会の基盤強化

地域の支え合い活動の推進に向け、活動主体の育成や民間事業者との連携の強化を図るため、基盤を整えます。

- 総合相談と地域支援の体制強化

進行管理の視点

■福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会の連携が図られているか。
■（仮称）総合福祉計画策定に向けた準備が進められているか。
■試行的なプロジェクト活動が推進されているか。

第５章　計画の推進

１｜計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地区社協や老人クラブ、ボランティア団体などの代表者、民生委員・児童委員、市民公募などの委員から構成される「地域福祉計画推進協議会」を定期的に開催し、「PDCA サイクル※」による進捗状況の管理、評価などを行います。また、協議会の事務局として、福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会が連携しながら、計画を一体的に推進します。

複合的な地域生活課題等に対応する包括的な支援を行うため、健康福祉部局のほか、まちづくり、こども、教育委員会など、幅広い関係部局に市社会福祉協議会を加えたプロジェクトチーム等を設置し、庁内連携による推進体制を構築します。

図表 48　計画の推進体制

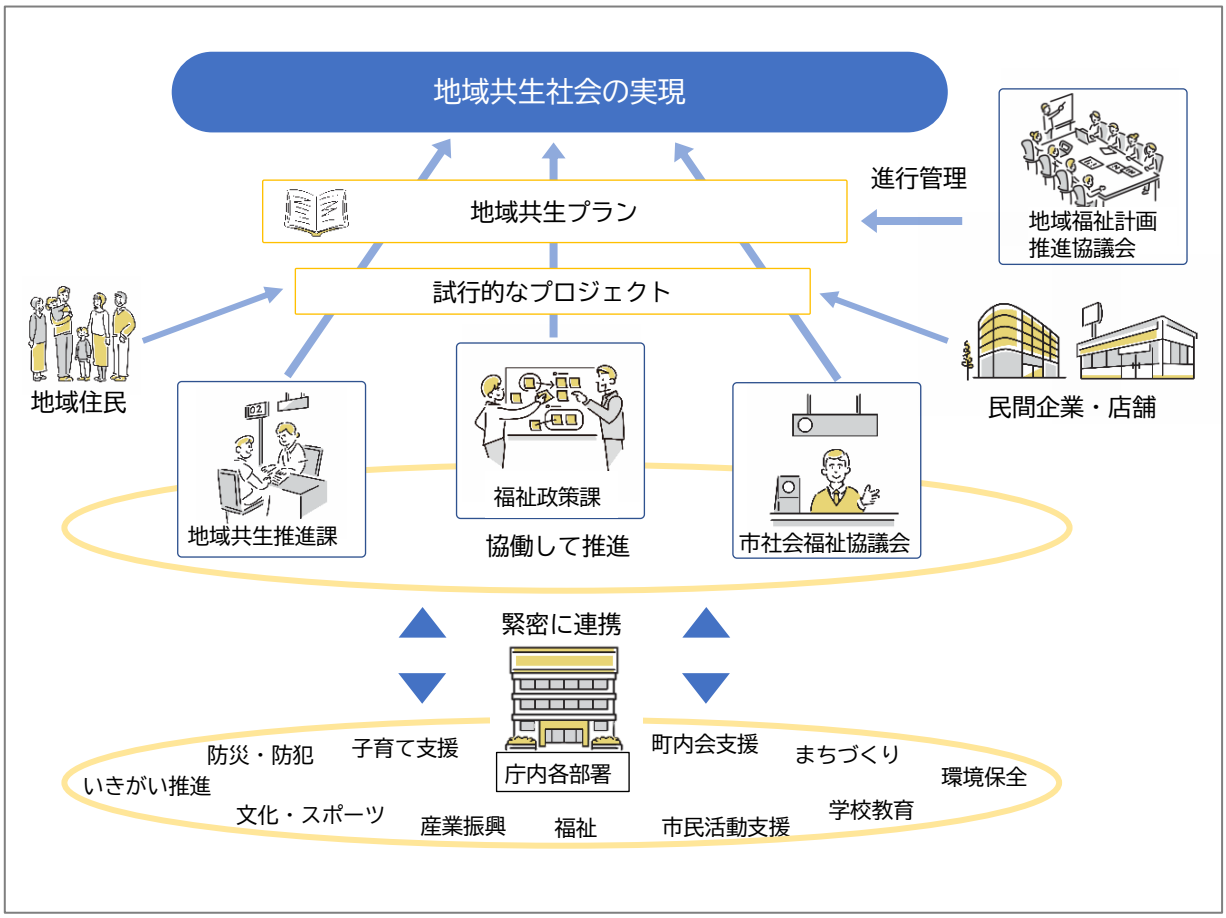

※**ＰＤＣＡサイクル**：Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の頭文字をとった言葉で、事業活動を円滑に進めるための業務プロセスの一つ。

２｜中間見直しについて

地域福祉を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、本計画の期間中においても、国による新たなしくみの導入や、さまざまな制度の改正が想定されます。2027（令和９）年度の「春日井市地域共生プラン」「春日井市高齢者総合福祉計画」「春日井市障がい者総合福祉計画」の３計画の統合の際には、こうした国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図表 49　（仮称）総合福祉計画のイメージ

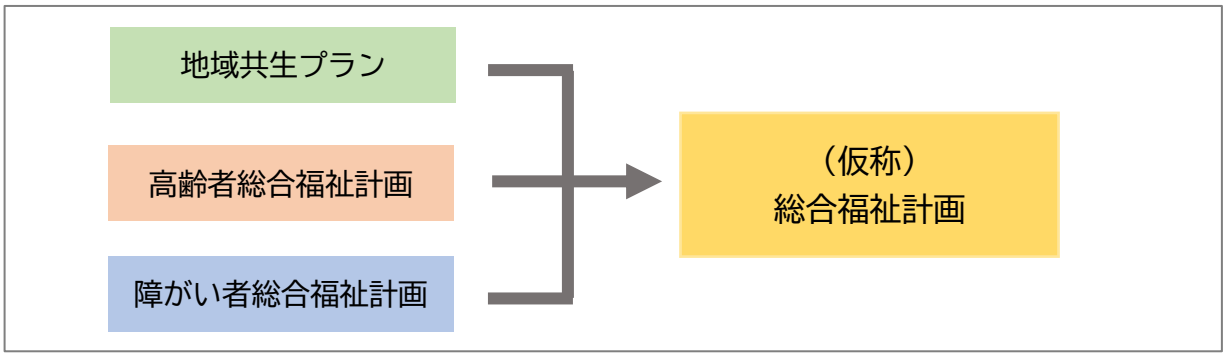

春日井市地域福祉計画推進協議会　会長からのメッセージ

２年間にわたり春日井市地域福祉計画推進協議会の場で議論するなかで、「春日井市地域共生プラン2025」計画に盛り込むことができた新たな役割や方向性について、３点にわけて触れてみます。

１つ目は、2027年度以降の計画において他の高齢者総合福祉計画と障がい者総合福祉計画を統合することを視野にいれていることです。つまり、本格的な地域共生型の福祉施策づくりをめざそうとする計画だということです。庁内連携を進めようとする行政の意気込みが感じられました。

２つ目は、そのような福祉施策を下支えする地域福祉活動の今後の展望を課題も含めきめ細かく分析し、住民主体の活動を支援する地域福祉コーディネーターの充実を重視したことです。とくに担い手の掘り起こしへの期待が推進協議会の場で何度も議論されました。各委員の次世代への継承の想いが伝わってくるとともに、これまで以上に市社会福祉協議会が計画の推進者としての役割が大きくなっていることを実感しました。

３つ目には、盛り込まれた７つの施策を相互に結びつける役割として、地域共生推進課が所管する重層的支援体制整備事業を位置づけていることです。相談と参加、地域づくりを一体的に進めるための体制整備の構築が、孤立・孤独対策等多様なプロジェクトを推進するなかで実現することを期待したいと思います。

春日井市地域福祉計画推進協議会
会長　平野隆之

資料編

１｜春日井市地域共生プラン2025　策定経過

【令和５年度】

月　日	内容
令和５年６月27日	第１回地域福祉計画推進協議会 〇春日井市地域共生プランの進捗状況について 〇地域共生プラン推進プロジェクトの取組について
令和６年２月15日 ～同年３月５日	春日井市地域福祉に関するヒアリング調査 （地域福祉コーディネーター）
令和６年３月13日	第２回地域福祉計画推進協議会 〇春日井市地域共生プランの進捗状況について 〇地域共生プラン推進プロジェクトの取組について

【令和６年度】

月　日	内容
令和６年５月27日	保護司ヒアリング調査
令和６年６月25日	第１回地域福祉計画推進協議会 〇春日井市地域共生プランの進捗状況について 〇次期地域共生プランの中間案に向けた検討 〇今後のスケジュールについて
令和６年９月３日	第２回地域福祉計画推進協議会 〇（仮称）春日井市地域共生プラン 2025 の中間案について
令和６年10月１日	第３回地域福祉計画推進協議会 〇（仮称）春日井市地域共生プラン 2025 の中間案について
令和６年11月19日 ～同年12月19日	市民意見公募手続（パブリックコメント） 〇（仮称）春日井市地域共生プラン 2025（中間案）を市福祉政策課、市ホームページなどで公表
令和７年１月８日	第４回地域福祉計画推進協議会 〇市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果について 〇春日井市地域共生プラン 2025（案）について

２｜春日井市地域福祉計画推進協議会委員名簿

区　分	氏　　　名	所属団体等
学識経験を有する者	◎ 平野　隆之	日本福祉大学大学院
地域福祉関係者	石井　直子	春日井市ボランティア連絡協議会
	稲塚　美枝子	高森台地区社会福祉協議会
	熊地　良和	春日井保護区保護司会
	佐藤　裕子	春日井市子ども会育成連絡協議会
	宿利　博明	春日井市民生委員児童委員協議会
	鈴木　章	春日井市老人クラブ連合会
	南部　哲男	地域福祉アドバイザー
	○ 前田　教孝	春日井市地域包括支援センター 高森台・石尾台
	村瀬　よしゑ	春日井市婦人会協議会
公募による市民	小栗　加奈	公募委員
	須崎　弘子	公募委員
	原　宗也	公募委員

◎会長、○副会長　　※令和７年３月現在

３｜春日井市地域福祉計画推進協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成 27 年春日井市条例第２号）第４条の規定に基づき、春日井市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　地域福祉関係者

（３）　公募による市民

（任期）

第３条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　公職をもって委嘱された委員が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の特例）

第６条　前条第１項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第２条第２号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第２項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第３項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第７条　協議会の事務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年規則第５号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第 12 号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第 39 号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

春日井市地域共生プラン2025

編集・発行　2025(令和７)年３月
春日井市
社会福祉法人　春日井市社会福祉協議会

春日井市　健康福祉部　福祉政策課
〒486-8686
愛知県春日井市鳥居松町５丁目44番地
電 話：0568-85-6184
F A X：0568-84-8731
HP：https://www.city.kasugai.lg.jp/

社会福祉法人　春日井市社会福祉協議会
〒486-0857
愛知県春日井市浅山町１丁目２番61号
電 話：0568-84-1011
F A X：0568-84-6397
HP：https://www.haru-syafuku.or.jp/